

平成23年6月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成23年6月13日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 北川広人議員 (1) 防災行政について
2. 黒川美克議員 (1) 高浜市立図書館及び郷土資料館の移転について
3. 小嶋克文議員 (1) 環境行政について
(2) 福祉行政について
4. 幸前信雄議員 (1) 「第5次高浜市総合計画」について
(2) 「高浜市構造改革推進検討委員会報告書」について
5. 小野田由紀子議員 (1) 子育て支援について
(2) 福祉行政について
6. 鷺見宗重議員 (1) 防災行政について
(2) 教育行政について

出席議員

1番	磯田義弘	2番	黒川美克
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	柴田耕一	6番	幸前信雄
7番	杉浦辰夫	8番	杉浦敏和
9番	北川広人	10番	鈴木勝彦
11番	鷺見宗重	12番	内藤とし子
13番	磯貝正隆	14番	内藤皓嗣
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長 吉岡初浩

副市長	杉浦幸七
教育長	岸上善徳
経営戦略グループリーダー	深谷直弘
危機管理グループリーダー	亀井勝彦
危機管理グループ主幹	三井まゆみ
地域協働部長	加藤元久
地域政策グループリーダー	岡島正明
財務評価グループリーダー	竹内正夫
市民総合窓口センター長	新美龍二
市民窓口グループリーダー	木村忠好
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	森野隆
福祉部長	神谷美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険グループリーダー	篠田彰
保健福祉グループリーダー	加藤一志
保健福祉グループ主幹兼福祉企画グループ主幹	磯村和志
こども未来部長	神谷坂敏
こども育成グループリーダー	大岡英城
こども育成グループ主幹	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	山本時雄
文化スポーツグループ主幹	神谷義直
都市政策部長	小笠原修
都市整備グループリーダー	平山昌秋
地域産業グループリーダー	神谷晴之
行政管理部長	大竹利彰
人事グループリーダー	鈴木信之
人事グループ主幹	山下浩二
行政契約グループリーダー	内田徹
情報管理グループリーダー	時津祐介
学校経営グループリーダー	中村孝徳
学校経営グループ主幹	梅田稔

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長 松 井 敏 行
主 査 杉 浦 俊 彦

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に、ご協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は、全員であります。よって、これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

9番、北川広人議員。一つ、防災行政について。以上、1問についての質問を許します。

9番、北川広人議員。

〔9番 北川広人 登壇〕

○9番（北川広人） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問させていただきます。

まずもって、この東日本大震災においてお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災されたたくさんの方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

本日の一般質問は、防災行政についてであります。

特に、さきの東日本大震災を受けての高浜市地域防災計画の見直しについてと、今後、地域防災には欠かせないと考えております地方自治体における業務継続計画について、いわゆるBCPについてであります。一問一答方式での質問とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、高浜市地域防災計画の見直しについてから進めさせていただきます。

我が国は、その位置、地形、気象などの自然的条件から、これまでに多くの地震、水害などの災害に見舞われてきました。特に地震については、マグニチュード6.0以上の大地震の20%以上が、世界のわずか0.3%にすぎない日本の国土の中で起きております。つい3カ月前の3月11日に起こりました東日本大震災においても、地震と津波という大変大きな被害を受けたことは周知のとおりであります。

そこで、高浜市の防災計画の見直しが急務であると考えております。もちろん、国の中央防災会議の考えや愛知県の防災会議との連携など、そういったものを踏まえて、そう簡単にはできるものではないかと思えます。

しかしながら、市民の方々や地域には、防災意識をしっかりと持ってもらうなければなりません。そのためには、行政として今できることからすぐに取り組んで、それを市民にしっかりと情報発信をしていただきたい。そのように考えております。特に、防災計画の何をどう見直すかに関しては、いち早く市民に伝えていかなければならないと考えるものであります。

一方では、この防災計画の見直しに関して考えられる被害予測をどのようにとらえるのか。これによって、防災計画自体が大きく変わってくるのではないかと考えております。

そこで、この6月3日の愛知県防災会議でも取り上げられておりました、いわゆる三連動地震についてお聞きしたいと思います。この東海・東南海・南海の三連動地震は、静岡県駿河湾から四国沖に延びる海底溝南海トラフ沿いで起きるとされております。30年以内の発生確率が87%の東海地震に、東南海・南海地震が連動して発生するという見方がされていることは御存じの方も多いと思えます。新聞紙上によれば、名古屋大学大学院地震学の山岡教授は、マグニチュード9に近い揺れが想定されるとしております。この三連動地震が起こった場合の震度と津波の高さ、市内における液状化はどのように予測されているのか。また、また被害状況はどうなっているのか。高浜市において、特に死者、行方不明者、被災による避難所生活者などの数はどれほどにのぼると予測されているのか。東海・東南海の二連動地震と比べて、どれほどの差が出る可能性があるのか。まずはこの部分をお聞きしまして、あとは自席にて進めさせていただきます。

〔9番 北川広人 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） ただいまの北川議員の御質問にありました東海・東南海・南海の三連動地震が起こった場合における被害状況について、お答えいたします。

現時点におきます東海・東南海・南海地震が連動して起こった場合の被害状況につきましては、平成15年に政府の中央防災会議の専門調査会が作成いたしましたデータが最新となっております。

東海・東南海・南海地震の震源域が同時に破壊される場合の算出データに基づきますと、3つの地震が連動して発生した場合、愛知県における被害想定はマグニチュード8.7、死者約1,900人、

全壊する建物は約9万1,000棟と想定されております。

また、高浜市における死者、行方不明者数、被災による避難所生活者等につきましては、現時点では、東海・東南海・南海の三連動地震の場合におきましては、液状化の判定も踏まえて個々の自治体に対する被害想定は行われておりません。

参考といたしまして、東海地震、東南海地震が連動して発生した場合における被害想定につきまして御説明させていただきます。東海・東南海自身が連動して起こる場合の被害状況は、マグニチュードが8.2、震度は6強、死者約30名、全壊する建物は高浜市内で約1,200棟、避難所等生活者数は建物被害とライフラインの支障によって発生する場合を合わせて約8,900人と想定されております。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

ということは、三連動の地震については、市内においては想定されていないということですが、さきの愛知県防災会議において、大村知事は、三連動地震を想定して地域防災計画の見直しをしていくということを明言されているというふうに聞いております。

そういった部分で、ちなみに、二連動において高浜市に対しての津波想定というのはどのぐらいになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 二連動につきましての高浜市衣浦港の津波の想定は1から2mと想定されております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） そうしますと、どちらにしても、中央防災会議から始まってさまざまなデータが出てくるまで、多少まだ時間がかかるのかなという気はいたしますけれども、今、二連動は、現状、防災マップも出ておりますし、想定範囲というのがある程度できていると思いますけれども、実は、こういうデータがあるんです。

東日本における津波は、気象庁発表の大津波警報が6mでありました。宮城県沖の波の高さをはかるGPS計器があるんですけども、この記録が7mで残っているというデータがあります。しかし、ここまで波の高さが来たよという痕跡高は15m、それから、遡上高、水がここまで上ってきたという海拔高は37.9mという記録、そういう調査結果が出ていると。今回、3カ月前のことで、こういう結果が出ているんです。

先ほど、二連動地震の被害想定の中で津波のことを伺いましたけれども、気象庁の津波予測というのは気象庁自身が言っていますけれども、予測誤差が2分の1から2倍というふうに言ってみえます。ということは、先ほど言った二連動で1から2ということは、最上級の2でとると、

誤差が倍ある可能性があるということは、4 来る可能性があるということです。そういう想定ができますよね。それから、遡上高の場合は4 倍だということも聞いております。ということは、最上級で全部とっていくと、遡上高で16m、要は、高浜の一番高いところと同じだけのところまで水が来る可能性があるということが、可能性ですけれども考えられるわけです。ですから、二連動でもそういう部分があるということと言うと、三連動の場合は、さらに被害が大きくなる危険性があるというふうに考えてもいいのかなというふうに思っております。

先ほど言ったように、中央防災計画だとか、愛知県のほうが見直しにかかるか、かからないかのところで高浜市地域防災計画がどうなるんだということを言っても、なかなか返答は難しいとは思いますが、市民とか各地域における団体、事業所もそうですけれども、少しでも防災に対して有益な情報が欲しい。特に大きな震災が起こった直後ですから、少しでも有益な情報が欲しいということを思っていると思います。ですから、私は、地域防災計画ができ上がりましたよというふうに出すのではなくて、やはり、途中の段階でもしっかりと情報を発信してほしいと、そういうふうにするんです。特に今回は震災のあった後ですし、市民の方々も防災意識が非常に高まっているところがございます。ですから、そういったところを考えた中で、やはり、先ほど私が言ったように、三連動レベルで高浜の地域防災計画を考えていくのかどうなのかというところをまずもって御返答いただきたいと思うんです。要は、今、防災計画を二連動でつくってありますよね。防災マップもつくってありますよね。それを今回の大地震を受けて、大村知事も三連動を想定するよということを言ってみえますけれども、被害想定を細かくどこのレベルで、要は、震度がどれだけだとか、津波がどれだけだという話をしているんじゃないんです。私が言っているのは、どの地震に対して考えていくのかというところをまずお聞かせいただきたいと、そういうふうになります。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 先ほども答弁させていただきましたが、現在の被害想定につきましては、東海・東南海の二連動の地震で行われております。6月3日に、大村知事が愛知県の防災会議のほうで三連動地震について、新たに見直しをつけ加えるとともに、三連動地震における津波の被害、それから液状化の被害についても根本的に検討するというふうにお答えいただいております。

高浜市としましても、今回の東日本大震災の影響を受けまして、国や県に対しまして、現在の東海・東南海の二連動の地震の被害想定の見直しのみならず、新たに三連動地震が発生した場合における地震の規模、津波の被害の大きさについて国に要望しておりますが、今回、愛知県のほうが見直しをかけるということですので、高浜市におきましても、愛知県のほうから被害想定情報をいただきましたら、防災計画というより、わかった時点で、その被害状況につきまして何らかの形で公表させていただきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ぜひ、先ほど言ったように、でき上がりを待つわけではなくて、いろいろな情報がわかり次第、しっかりと市民の方々に出していただきたいということを思います。

そうすると、防災計画の見直しをやっていく中で、被害状況のレベルが当然今までの想定よりも高くなるということが考えられるわけですので、そうすると、今まで指定してあった避難場所であるとか、そういったものの見直し、それから、当然、防災マップの見直しにもなると思いますけれども、その辺のところというのは、どのように考えてみえるのか。また、それは、当然、地域防災計画ができてからの話になるのかどうなのか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 御質問のありました避難所及び津波対策ですけれども、現在の避難所につきましては、現時点の最新の高浜地域防災計画に基づきまして、避難所のほうにつきましては指定をさせていただいておりますが、今回の東日本大震災では、地震より津波の被害によってかなりの犠牲者の方が亡くなられたということがございますので、今後、国の中央防災会議のほうでも、今回の震災に対しまして地震の分析等を中心に、新たに被害想定を検討されておりますので、津波による被害想定につきましては、現時点の東海・東南海の規模が見直しされた時点で、まず先に被害状況を市民の方に御提示させていただくのと同様に、避難所につきましても台風とか、それから、地震、災害の種類によって避難所で対応できるのが異なる場合がございますので、避難所の見直しを行う場合につきましては、震災ごとに対応できる避難所を、まず防災マップ等で示させていただき、また、避難所の高さにつきましても、津波対策として表記のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 今答弁していただいたように、災害別に分類してマップに表記をするとか、そういったことというのは、非常に、今後防災に対しては有効かなというふうに思います。ぜひ、それを急いでいただきたいんですけども、急ぐばかりではなくて、やはり、正確なデータをとることによって、正確なマップの完成ということにつながると思いますので、そのところは、迅速かつ慎重に進めていただければというふうに思います。

ただし、そのマップを全戸に配布するだけで終わるのではなくて、例えば、図上訓練だとか、そのマップを使った現地訓練、そういったものをぜひ取り入れていくような、そういう投げかけをやっていただかないと、やはり、作りましたよ、配りましたよと、それで行政の責任が終わるわけではないと思うんです。そのところをぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、特に市民の方々というのは、何でも行政がやってくれるとは、今、余り

そんなに思っていないです。やはり、自分たちのことは自分たちで守らなきゃということをもってみえる方がたくさん見えます。特に、例えばホームセンターなんかに行くと、今、防災グッズがコーナーとして出ています。ああいうところなんかは、皆さん、しっかり見られているんです。買う、買わないではなくて、どういうものを使うと何が防げるのかということを見ている方がすごく多いんです。ですから、非常に関心が高いだけではなくて、やはり、自分たちで自分たちの身を守ろうという気持ちもしっかり持ってきているというふうに思います。

ただし、防災意識をいかに有効な形で訓練に結びつけていくか。これが非常に大事ではないかなというふうに思います。そういう面で言うと、行政で持っている情報だとか、今までの経験値というもの是非常に有効に使えるはずですので、そういったものをぜひとも町内会とかまち協だとかというところを使ってやっていただきたいと思いますけれども、この9月4日に実施予定をされております高浜市総合防災訓練でありますけれども、行政側として、今回震災があったということも踏まえて、何かしら、まち協単位でやられるというふうに聞いておりますが、そういったところに対して、新たな取り組みを行政として示唆されているのか。しているなら、それはどのような内容なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（三井まゆみ） 今年度の高浜市総合防災訓練につきましては、東日本大震災の被害状況から、災害から逃れることを最優先課題としております。

市としましても、町内会、まちづくり協議会を初め、市内の各種団体の皆様に、自分の身は自分で守る自助と地域や隣近所の人がお互いに協力する共助を重点的に訓練を実施していただくようお願いしてまいります。そのため、今年度は、町内会拠点など1次訓練会場での訓練を重点項目といたします。

今年度、新たな取り組みとしましては、災害時要援護者対策として、手上げ方式にて登録された災害時要援護者名簿に基づき、事前に地図上での居住地確認や訪問確認、状況確認を実施いたします。また、少しでも多くの皆様に総合防災訓練に参加していただくため、各世帯における自主的な安否報告の手段として、訓練当日に玄関や庭先にタオルをかけて無事を報告することを新たに実施いたします。

今回の東日本大震災では、従来の被害想定を超えた津波による被害が起きました。高浜市も先ほどからありますように、東海・東南海地震により津波の被害が想定されております。そのため、市内において地域性はございますが、今年度、新たに津波対策の訓練として高台などの避難場所への誘導や所要時間の確認など、津波の被害から逃れるための訓練も実施いたします。

以上が今年度の高浜市総合防災訓練の取り組み内容になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 避難訓練ですけれども、今言われた新たな取り組みとしては、そういう形でやられるということは非常にいいのかなと思いますけれども、基本的に、自宅にいるということが前提なんですよ。ですから、防災訓練も避難訓練もそうですけれども、例えば、市内のどこにいても、その場所からどこに逃げれば一番安全なのか。例えば、津波で言いますよ。どこに逃げれば一番安全なのかということが即座にわかるかということ、わからないんですよ。市内で一番高い道路が16mと。一番高いと言われているところは、この限界ですよ。ここよりも低いところは絶対安全じゃないのかと言ったら、そうではないと思うんですよ。ですから、そういう部分で言うと、よく避難所に避難所という看板があっても、私は意味がないと思うんです。避難所はどちらの方向にあるという看板を設置するとか、それから、例えば、市内の主要な場所にある電信柱に、ここは海拔何mの位置ですよという表記をすれば、そういうものをふだんから市民の目に見えるようにしていただくことによって、どちらの方向にどういう順番で逃げたいのかということが、やはり、おのずとインプットされていくんじゃないかなという気がするんです。ぜひ、そういうことをやれないかなと思うんですけれども、その辺のところの考えはどうですか。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 今お話に上がりました避難所への看板と電柱等の海拔の表記についてなんですが、今回の津波の被害がありましたものですから、実際、今、各避難所の高さを調べてまして、避難所につきましては、避難所のところに海拔何mというのを表記するように準備しております。

また、高浜市全体の地図の標高につきましては、航空写真とか道路台帳を踏まえまして、そこから道路の高さ、それから場所についての高さなどをたどりま準備しておりますので、それができ次第、海拔の高さにつきましては表記のほうをさせていただきたいと思いますが、電柱等の表記につきましても、全電柱にやることは、なかなか厳しいものがありますので、避難所付近ですとか、例えば、津波対策で標高が低い地域にまず試行的にやるなど、そちらの対応を順次していきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） データをしっかりと出していただいて、まちづくり協議会というのは、5つとも防災に関してはしっかりとまちづくり協議会の地域の目標の中に掲げていると思います。防犯とか、防災とかはね。ですから、そういうところに協力していただくとか、そういうところが自主的に動けるようなデータを出してあげるとか、そういうことをすることによって、そういう活動をすることで、さらにまた防災意識ということが上がっていきましますし、その方々が、またほかの方々に話をすることによって防災意識を広がっていくというふうに思いますので、ぜひ、そういうデータを出していただいて、こういう使い方ができるデータですよという出し方でいい

と思うんです。行政が全部やりますよという話ではなくて、こういうデータがありますから、こういうふうに使えますよということをお願いしていて、それをどう使うかというのはまち協のほうで考えればいいと思うんです。町内会でもいいです。子供会でもいいです。どこでもいいですけれども、とにかく、そういうふうに使え勝手のいいデータをどんどん出していただく。これが大事なかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、今、防犯で言うと、こども110番ののぼりの立った家がありますよね。あんな感じで、例えば、耐震性が非常に高く、津波があった場合でも逃げ込みができるような建物が市内にもしあるのであれば、そういう場所を民間であっても指定避難所みたいな形でお願いするとか、そのような考え方というのは持っているのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（杉浦幸七） 今、北川議員がいろいろおっしゃられましたとおりでして、基本的には、この前、総合防災訓練の今年度の取り組みについて、いろいろな関係者の方に集まってお話をいただきまして、いろいろお話しさせていただきました。そういう中で、やはり、地域のことは地域の方が一番よく知っているということで、地域でいろいろ考える。職員は、そこに出席し、いろいろ対応していきたいと。

例えば、今、高浜市内全体の、まず自分の住んでいるところ、地域の高さを知るといような図面が試作ですが大体できています。この次は、例えば、小学校区、まちづくり協議会単位に高さを表示する図面を現在用意しております。そうした中で、地域の皆さんが、いかに地震に対して、また津波に対してどういう行動を起こすかということもあります。例えば、津波の高さというのが非常に難しいことはあります。事実、実は東北のほうで、最初に同報無線で言われたのが3m程度の津波が来るという同報無線がありました。その20分後には6m程度、1時間後には10m以上と。ところが、その同報無線を聞いた人は最初だけです。だから、3mのところは逃げてしまうんです。そういうような問題もございました。

だから、やはり、これからは地域にどんどん出て行って、地域の方とお話ししたいなど。そうした中で、実際、そういうことができるように考えていきたいと思えます。

前に、東海豪雨のときに浸水被害がありました。稗田町三丁目と向山町ですが、そこには当時の浸水の高さは電柱に表示してありますし、堤防の高さということも表示させていただいて見える化を図ったわけですが、今後、それも1つの方法だと思っていますので、ぜひそういったと思っていますし、御質問のどこに逃げるかというときの判断では、やはり、強固な建物というのも1つの避難場所としてのことも考えられますので、ぜひ地域の方と考えて、そういう対応をしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

地震と津波だけではないものですから、今、副市長が言われたみたいに、水害だとか大規模火災だとか、いろいろなことが考えられるわけです。ですから、余りに偏ってもいけませんけれども、ぜひとも、先ほどからずっと言っているように、出てきたデータをすぐ示すと。市民やまち協だとか、そういう団体に示すということがまず一番大事かなと思いますので、ぜひとも、それを進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、自治体の業務継続計画、いわゆるBCPについての質問でありますけれども、なじみの少ない言葉かもしれませんが、阪神・淡路の震災やアメリカで起きた9.11のテロ事件、そして、この東日本大震災と、大きな災害が起こるたびに世界中で企業を中心に取り上げられているものであります。

地域防災の起点と言われているものは、昭和36年11月に制定された災害対策基本法でありまして、これは昭和34年に、この地方で猛威を振るった伊勢湾台風を契機に制定されたものと聞いております。この基本法の中では、自治体としての防災の目的として2つあってあります。1つは、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する。そしてもう一つは、社会の秩序の維持と公共の福祉を確保する。このように2つあるわけです。まさに前者は防災計画をあらわしておりまして、後者は業務継続計画をあらわしていると思います。

現在、防災計画というのは、ほとんどの自治体で策定されているにもかかわらず、業務継続計画は平成20年7月のデータでございますけれども、総務省の調査では、策定していない市町村は97.7%、その後も策定予定のない市町村は79.9%という低水準なものであります。もちろん、防災計画の策定に始まって、耐震とか消火設備の導入、食料などの備蓄や被害状況の把握、建物、設備の復旧など市民の生命、身体及び財産を災害から守るといえるのは、これは絶対に必要なことなんですけれども、応急復旧業務というのをやらなければならないのはわかっていますが、業務継続計画というのは、通常の防災計画に溶け込ませるような感じで充実を図っていくという考え方で進めるべきだと私は思っております。これは、行政が災害による業務への影響がどれだけあるのかを評価したり、非常時であっても優先的に継続すべき重要な業務の選定をしたり、その業務をいつまでにどのレベルまで復旧させるかという復旧時間の目標設定、代替建物や代替人員による業務の運用開始、まさに社会の秩序の維持、公共の福祉を確保するという非常に検討すべき対象が幅広く、重要であるというふうに考えております。

それでは、業務継続計画ですけれども、これに対する当局としての考え方、そしてまた、この策定を行うのかどうなのか。そして、どのように進めていくのか。これについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 行政管理部長。

○行政管理部長（大竹利彰） ただいまの北川議員のほうから、いわゆるBCPという話がございました。

先ほどからも、いわゆる地域防災計画については、どこの市町も中央防災会議、そして、愛知県の地域防災計画に基づいて、高浜市においては高浜市の地域防災計画を一応つくっております。これについては毎年度、これも恒例的に、形式的に年1回、見直しをしているということですが、なかなか復旧復興ということになると、うまくいっていない部分が当然ございますが、災害が起これば、まずもって復旧復興というのは第一に優先順位としてやらなければならないというふうに思います。

それと、私ども市役所といたしましては、そういった大災害が起こった場合でも、確実にこなしていかなければならない業務が絶対あると思うんです。例えば、今回の大震災の中でも、罹災証明は何ら言っても早目早目に手を打っておかなければならないということは、テレビ等報道機関を見ても、このことは重々皆さんも御案内のことだと思います。

そういった観点から、本市においても、いわゆる業務継続計画なるものは、本当だったら、もういつかつくっていかなければいけないということであるんですが、おっしゃるとおり、97.7%以外の部分と申しますか、愛知県でも愛知県ではつくっておりますが、ほかの市町については、現在つくっている最中だとか、これからちょっと考えますということで、当市においても、その中に今入っております。

しかしながら、これではまずいというふうに思っております、早急に、この計画については策定をしまいたいというふうに思っております。

そのやり方でございますが、実は、本年度、経営改革プロジェクトというものを5月に立ち上げました。庁内の若い職員から有能な職員、全部で16名の職員にそのプロジェクトのメンバーになっていただいて、業務継続計画を早急につくっていこうということで、今検討に入った最中でございますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 5月にプロジェクトを立ち上げて進めていくということで少し安心いたしましたけれども、行政における重要業務の継続というのは、やはり、最も大切ではないかなと思います。

先ほど、私が言ったように、特にアメリカの9.11のテロ事件のときに、金融関係がいち早く災害というんですか、そのところから立ち直ったというのは、やはり、業務継続計画があったからなんですよ。そういう点で言うと、非常に行政としては持つべきものであるのは当たり前というふうに私は思います。ぜひ、それを急いで進めていただきたいということを思いますけれども、業務継続ということを遂行するためには、やはり、データと、それからマンパワーなんですよ。これは不可欠だと思います。BCPのガイドラインというのが出ておりますけれども、このガイドラインでも情報と人材というものが非常に大切だと。情報と人材に対する安全管理を

しっかりやるべきだということを言われております。

特に情報というのは、ICT部門と言われる情報通信技術部門、ここの部分ですけれども、これは、この6月定例会の補正でも出ていますが、電算室の移設の件が出ておりますけれども、現状でも、この本庁舎は旧耐震という段階で、電算部門をどういうふうに通っていくのかということ。それから、これを移設するというのは、きっと、そういう経緯があったのかもしれませんが。その辺のところの経緯と、それから、移設してからの部分ですね、どのように考えてみえるのか。そこのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 情報管理グループ。

○情報管理G（時津祐介） 御質問にございましたように、BCPにおきますICT部門、要は、情報通信部門の重要性というのは、近年、ますます不可欠なものとなりつつあります。近年の業務におきましては、高度化されたネットワーク、それから、システムに依存する部分が非常に大きくなっております。

そういった点から、一たん、こういったシステム、またネットワーク等が物理的な損害を受けますと、その復旧に相当の期間を要するということが今回の震災でもあらわれております。

業務継続におきます基本的なインフラとしての情報通信部門というのは非常に重要であると、私どもも認識しております。そのため、こうした電子自治体政府というものを推進してきました総務省におきましても、ICT部門の特殊性、それと重要性の観点から、御質問にもございましたように、自治体に対しての初のガイドラインを昨年8月に公表しております。

このガイドラインにつきましては、地方自治体におけるICT部門の業務継続計画策定に係るガイドラインというものでございまして、この中におきまして、情報通信機器の設置場所についての記述がございます。その内容としましては、その設置場所の脆弱性の把握と、その脆弱性が認められた場合の対策についての記述でございます。例えば、重要サーバーにつきましては、耐震性の高い別の庁舎等建物があった場合には、移設、移動が望ましいというふうにガイドラインのほうでは記載してございます。

今回の補正につきましても、こういった観点から、電算システムが業務継続の基本インフラとして不可欠なものであるという認識から、今回の補正予算の計上、移転ということを上げさせていただいたということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 電算室の移設の部分というのは、移設したほうが安全だということは理解しますが、本格稼働というのは来年4月からですよね。今から10カ月あるわけですよね。この10カ月の間に何ができるのか。この本庁舎でどうデータを守るのかというところは、当然、ある面、考えてみえると思うんです。当然、移設前提ですから、お金をかけろとは言いませんけ

れども、知恵を使って、少しでもリスクを軽減することというのは大事なことだと思うんです。ですから、そここのところで考えがあるのかどうかというところ。

それから、三高駅西の1階の部分に移設ということですが、もちろん、向こうにはいきいき広場という分庁というんですか、福祉部のほうがありますけれども、1階という部分でいうと、セキュリティーの問題ですね。そういった問題、それから、上にはマンションもあります。民間住宅というかマンションがあるわけですから、例えば、火災、そういったものというものが懸念される場所もあると思うんですけれども、そこについてのお考え、その辺のところはどうなっているでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 情報管理グループ。

○情報管理G（時津祐介） 電算システムの移転につきましては、今現在、総合住民情報システムという新しい情報住民システム、大きなデータベースシステムになりますが、この再構築を行っております。その再構築に合わせるという形で、来年4月からの本格稼働ということを考えているわけですが、当然、その間のデータをどう守っていくかという問題がございます。

そういった点につきましては、戸籍であるとか、住民基本台帳等の重要データにつきましては、遠隔地保管ということで、同時災害が起きない範囲での遠隔地保管を図りまして、最低限のデータ復旧ができるという形で構築しております。それと、システム障害という問題も地震だけではなく、起こり得る可能性ですので、日次におきましてもデータのバックアップ等を取り、万全を期しているところでございます。

今回、電算室の移設先のいきいき広場のほうですが、そのセキュリティー面、それと、火災面等の御質問をいただきました。

セキュリティー面につきましては、開口部のない形の建物の改築を行いまして、それと同時に、警備保障等のセキュリティーをかけていくということで無人時のセキュリティーを向上していくということで考えております。

また、火災のことですが、当然、上方にはマンション等がありますが、その下にいきいき広場に分庁事務所も入っております。そういった点から、ビルの火災予防ということでは、いきいき広場の火災のシステムの中に組み込まれておりますので、そういった観点から防火区画等により耐火性のある建物という構造になっております。

また、そういったところにつきましても、防火システムの中に組み入れることで火災に対しての備えを図っていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 逆に電算室の防災の話になってしまいましたけれども、ぜひ、せっかく移設をするわけですので、何のために移設をするのかということをしっかりと考えていただき、先ほどから言っているように、データを守るというところ、これが一番大事なところですよ。そのデ

ータを守るのは何で守るかという、これは、何かあったときに、きちんと業務継続ができるためということがついているわけですので、そのところをしっかりと今からまだ見直す部分があるのであれば、やっていただければと思います。

重要データのバックアップはわかりました。遠隔地保管と日次のバックアップということで理解しましたけれども、現在もそうですけれども、庁舎が被災をしたりですとか、それから例えば、いきいきに移った後、被災したりというようなことが起こった場合に、そういう機器のふぐあい が起きたり、機器が壊れてしまったとか、あるいは、復旧先の人員がどうなっているのかというところもいろいろと出てくると思うんです。外部事業者との連携、協力関係、こういった部分というのがしっかりとされているのかどうなのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 情報管理グループ。

○情報管理G（時津祐介） 電算室の移転につきましては、当然、物理的な損害を軽減するという目的で、今回は移設するわけでございますが、障害には、それ以外にもネットワーク化されたシステムでございますので、通信障害であるとか、それから、ネットワークのふぐあい、そういったことによってシステム障害が起きる可能性というのがあります。

そういった観点からは、外部事業者との連携が必要になってくるということで、そういった保守事業者、また、通信事業者の復旧作業、それから初動関係も復旧には重要な要素となってまいります。そういった観点から、そういった事業者においてもBCP、こういったものを策定している業者もありますし、今後、策定していくということをお聞きしている業者もございます。そういった業者のほうの復旧時間、初動体制、そういったものを組み込みながら当市のBCP、業務継続計画を策定してまいりたい。連絡調整、それから連携を密にしながら進めてまいるという考えでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 今後もいろいろな契約があると思います。今回のこの件だけではなくてね。そういった中で、やはり、相手業者がしっかりと対応できるというところまで踏み込んだ契約内容に当然今後していくべきかなということも、今回、このBCPのことを一般質問するに当たって勉強していく中で、非常に私は感じました。そのところは、やはり、大事な部分だというふうに思っておりますので、そういう進め方をしていただければと思います。

それでは、データのほうは補正でも上がっていますので、そちらでまた質問もあるかと思しますので、この辺で終わります、職員のほうですね、行政マンパワーの安全管理とその取り組みについてお聞きしたいと思います。

うがった言い方ではありますが、今までの防災計画というのは行政のハード部分も人材も全く被害を受けないという前提でつくられていると言っても、私は過言ではないと思うんです。現在、所属している職員の方々が全員いるんだと。今の防災計画というのは、この庁舎もこのま

ま建っているんだという前提のもとつくられたとしか思えない。それはあり得ないですよ。この3カ月間、私は現地を見ていないです。ただ単に、ニュースだとか、そういった人の話しか聞いていないですけども、だけれども、やはり、行政の職員の4分の1が亡くなってしまったとか、被災をした例というのは、今回すごく取りざたされています。そういったことを考えると、やはり、行政のマンパワーをどうやって守っていくのかということが非常に重要だと思います。本庁舎とかいきいき広場、その他公共施設における避難訓練の実施についてお聞きしたいと思います。

当然、来庁する市民の方々も見えますので、避難誘導というのも訓練の一環として必要かと思いますが、どういうふう to 実施をされているのかどうか。また、どのように考えているか。このところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 行政契約グループ。

○行政契約G（内田 徹） 市の庁舎につきましては、これまで地震を想定した避難訓練は行ってまいりませんでしたけれども、来庁される市民の方、職員の安全確保を図る上で、落下物あるいは転倒家具からの身の安全の確保でありますとか、避難誘導、避難行動を迅速、適切に行うことの必要性というのは御指摘のとおりでございます、地震発生時の避難マニュアルの作成でありますとか避難訓練に取り組んでいく必要があるものと考えております。

避難訓練の内容につきましては、緊急地震速報による対応訓練、パニックの防止でありますとか、確かな情報の庁内への通報、来庁される市民の方の避難誘導、職員の避難行動等の訓練を実施してまいりたいと考えております。

次に、いきいき広場、その他公共施設の避難訓練につきましては、これらの施設は、消防法上の特定防火対象物となっております、消防訓練が行われているところでございますが、既存の消防訓練に際しまして、地震による火災発生を想定した訓練を実施していただくなど、関係グループを通じまして働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 避難訓練は、ぜひやっていただくべきかなと思います。

先ほど言ったように、消防法上の訓練というのは消防訓練ですか。これはいいですけども、やはり、地震が起きて、その瞬間からの部分あるいは緊急地震速報からでもいいです。そういった訓練をぜひやっていただきたいと思います。たしか、あれはやっていますよね。非常招集訓練というのはやっていますよね。非常招集訓練は、それはそれで意味があると思いますけれども、現状、今回の東日本でもそうですけれども、午後の2時半、3時という時間帯ですので、やはり、そういう時間を想定した中での訓練というのは大事なことかなと思います。またやられるのであれば、議会にもぜひ声をかけていただいて、我々も命をかけて旧耐震の庁舎で議員としているわけですので、それにきちんと参加させていただいて、また、市民の方々の誘導等、お手伝いでき

るところがあれば、そういったところもやっていけたらなということを私は思っておりますので、議長にまた後で提案をさせていただきたいと思えます。

それから、業務委託先とか指定管理者、そういったところに多くアウトソーシングをかけている部分があるわけですがけれども、先ほど言うと、関係グループを通じて働きかけていくという答弁でございましたけれども、今後、避難訓練というのは、当然、義務づけるべきじゃないかなと私は思えます。契約上、義務づけることはできると思うんです。そのところは、どう考えていますか。

○議長（鈴木勝彦） 行政契約グループ。

○行政契約G（内田 徹） 特定防火対象物につきましては、先ほど申し上げましたように法定化されておりますので、この部分については既に行われております。その法定のものに加えて、地震発生に起因する訓練を取り入れていくということで、特段、これは契約に定めなくても行われていくものかと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ぜひ、先ほど言ったように、市民の方々が出入りをされる。相手先が業務委託先であろうが、指定管理者先であろうが、市民の方々は、ほとんどの方が行政職員だと思っています。全員行政職員だと思っています。その辺のところは、きちんと認識されていなければいけないかなというふうに思えます。ですから、この庁舎においても、1階の窓口に総合サービスの方が入ってくれますけれども、本当に避難訓練のマニュアルをしっかりとつくらなければおかしなものになりますよね。要は、業務委託をしているわけですから、命令系統がどうだとか、いろいろなことがあるわけです。そういうものも早目に考えて、例えば、わからなければ総務省に伺うとか、そういったことをやっていかないと、どんどん先送りになっていきますよ。その辺のところをどう考えていますか。

○議長（鈴木勝彦） 人事グループ。

○人事G（山下浩二） 御質問にございました企業との連携方法でございますが、民間企業におきましては、自社のみならず、委託先や取引先の関係におきまして、事業継続計画を重視する傾向がございます。

例えば、製造業ではサプライチェーン・マネジメント全体を事業継続計画の対象とするケースが多く、本市におきましても、早期に災害復旧するためには、業務委託先や指定管理者等の組織に対しまして高浜市と整合性のとれた業務継続体制が確保できるよう要請してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 業務委託先とか指定管理というところに対して、やはり、BCPというものを策定させる。そうすれば、当然、私が今質問しているのと同じ話なんですよ。BCPをつく

っていく上で、職員の安全管理が大事ですよという話をしていますよね。安全管理が大事だから避難訓練をやったらどうですかという話をしているんですよ。だから、業務提携先であろうが、指定管理者先であろうが、契約上どうという話ではなくて、BCPをつくれと言えば、それで済むことなんです。そうすれば、おのずとそういう話になるんです。ぜひ、そこのところをしっかりと策定させるようにして、より強固な結束を持っていただくこと。そうすることによって、私は、やはり、きちんとした業務を継続していただくことにつながっていくと思いますので、これは市民サービスの低下にはならなくなるはずですよ。ぜひ、ここを進めていただきたいと思います。

それから、今言われました民間企業においても、やはり、BCPというのは非常に重要視していこうという動きがあります。

ただ、これは、いろいろな業種があって非常に難しいんです。それを例えば、行政のほうでBCPの策定を支援するような施策みたいなものを、例えば商工会と連携して何かやるとか、そのようなことを考えていただけないかなということを感じるんですが、というのは、何かというと、企業が、例えば災害に遭って復旧をするということは、この市の復旧にそのまま直接つながるんですよ。例えば、今、非常に地盤が悪いところに工場があるとすると、それをどうやったら直せるかということを考えるようになります。そうすることによって、震災に強い企業になります。ぜひ、市内業者に対しては、そういう施策を設けられないかと思うんですが、そこのお考えはあるでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 人事グループ。

○人事G（山下浩二） 議員御指摘のとおり、実は、民間企業さんとの連携は、マンパワーの確保という観点からは非常に重要なことだと考えております。

私どもが今から進めてまいりますBCP、業務継続計画において、まず重要業務の選定というところから取り組みたいと考えております。この重要業務の選定ができることによって、そこでの必要なマンパワー、市職員の被災状況、そういったものをお示しすることができると考えております。その段階で、企業さん等にBCPの策定の要請を働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ぜひ、このときというときにやっていただくのが一番いいですよ。今、企業もその気になっています。ぜひ、声かけでもいいですから、まずやっていただいて、また、やっていく中で、とてもではない本当に中小零細の企業だから無理だよという話になったときに、また行政として、どういう手の差し伸べ方ができるのかということをもたえていただくような、そういうスタイルで進めていただければというふうに思います。

先ほどの質問の中で、業務委託先とか指定管理者のほうで、公共施設の管理等をお願いしているところがあるんですけども、そういうところは、例えば、委託先、指定管理先にBCPをつ

くれということよりも、この建物は大丈夫かという、要は、公共施設の建物更新というものが迫ってきているものがあると思うんです。そういったものを考えると、このBCPの策定ということとを契機に、公共施設のあり方とか、要は廃止とか統合とか、そういったものも当然検討を行っていくべきだというふうに思いますけれども、この辺はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 人事グループ。

○人事G（山下浩二） 御質問の公共施設のあり方の検討でございますが、公共施設のあり方検討会は、現在、当市が保有いたします既存の施設ストックを機能と必要性の観点から見直し、今後、必要と考えられる施設サービスを整理した上で、施設の再配置等により解決すべき公共課題は何かという視点を軸にいたしまして、現在の施設の配置状況や未利用地等の状況を踏まえ、総合的に検討して行くことが求められています。

したがいまして、公共施設のあり方の検討会が行っている取り組みと今後策定を進めてまいります業務継続計画、同じ方向を向いてございますので、これと連携いたしまして、計画の策定を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 公共施設の見直しというのは、吉岡市長のマニフェストの中にもありましたし、今、白書をつくっているというお話も伺っています。本当にこれは行政だけの問題じゃないですよね。ハードの部分、インフラが今からどれだけの金食い虫になっていくのかということを見ると、非常に難しい問題だと思います。

ですけれども、やはり、上手にいろいろな知恵を使っただいて、今言ったBCPも公共施設の見直しに対しては1つの知恵だと思います。こういったものを上手に連携させていただいて進めたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、野村総合研究所というところがありまして、阪神・淡路大震災の教訓として4つのことを言ってみえます。

1つは、重要施設の被災の回避は困難である。要は、どれだけ耐震をやっているかが、高台にしろ、何らかのふぐあいはあるということなんです。要は、この庁舎であったり、例えば、病院がある自治体で言えば病院だったり、いろいろなところ、そういうところの被災の回避というのは困難であるということの思いなさいという教訓が1つ目です。

それからもう1つ目は、行政対応力の限界であります。これは、先ほど言ったように、行政の職員自身が亡くなったり、被災したり、いろいろなことが起こって、今までと同じ業務に対応できないということが、あのときも、もう既に起こっているわけです。これが2つ目の教訓であります。

3つ目の教訓というのは、官民連携の重要性であります。これは、御存じのように、1995年の阪神・淡路がボランティア元年と言われるぐらい、日本中から、あるいは世界からボランティア

の方々が集まっているいろいろなことをやっていただいた。皆さん、御存じのとおりだと思います。例えば、緊急輸送も民間の運輸事業者が中心となってやってみえました。行政が中心で動いているというところなんかありませんでした。それから、スーパーとコンビニもいち早い営業再開をして、あるいは在庫品に関しては被災者に提供するというようなこともやっていただいたと。そういう生活支援なんかもしっかりとやっていただき、さまざまな官民連携というのが行われた。これが3つ目の教訓であります。

最後の4つ目ですけれども、既存の地域防災計画の問題点が露呈したということです。これは、先ほど、私が言いましたけれども、要は、必ず何らかのふぐあいが起きるんです。ハードの部分でも、人的な部分でもね。それを全然想定されていなくて、すべてのものが守れるかのごとくの防災計画になっているというところに、まず問題があるということなんです。だから、私は、そういう部分を地域防災計画の中にしっかりと市民も入れ込んでいくべきじゃないかというふうに思います。結局、すべて実現可能であるような総花的な計画ではだめだということなんです。本当に具体性のある計画にしなければ意味がないというふうに思います。活動能力が限定される中で、優先順位はどうなのか。社会的な許容レベルはどうなのか。そういったこともきちんと市民に示しながらつくっていくべきだと思うんです。これができ上がりましたという形で示したって、行政は何もやらないのかみたいなふうに見られてしまうこと、そういうふうになっては、またまずいんですよね。行政が何ができるのかしっかりと示すことによって、市民が何をやらなければいけないのかということがわかるんです。考えますよ。そのための行動をとります。ぜひ、そういう形で、守るべきものとレベルを明確化していただきたい。これをぜひともお願いしたいと思います。

特に、今言ったように、市民の中で、そういう防災にたけた方も当然見えるでしょうし、それから組織を取りまとめてみえる立場の方も見えます。そういう方々を中に入れることによって、そういう方々にも、しっかりと情報開示と情報収集が同時にできるんです。ぜひ、そういうきちんと生きる防災計画をつくっていただきたい。そういうふうに思います。

業務継続計画に関しては、これは、はっきり言って市民ではわかりません。重要業務というのがどこにあるのか。これは、しっかりと行政の責任でもってやってください。そうでないと、このことはどうなの、このことは二の次なの、三の次なのということを市民は言い始めます。それでは、業務継続計画はできません。完全に行政が自分たちの仕事の中で何が一番大事なのかということを選定して、その順位づけをして、それで進めていただく。この計画それぞれづくり方が違うと思うんです。ただし、業務継続計画に関しては、市民にしっかりと情報を示していただくということが大事になると思います。ぜひ、そこのところをお願いいたします。

人命の救助や地域の被害軽減、災害時に復旧を行うという特有の業務、これをやっていこうというふうにするのが地域防災計画です。災害時にも、いつもと変わらない維持しなければならない

い業務、これをしっかりとつくっていくのが業務継続計画なんです。この二本立てというものをしっかりと持っていていただき、しっかりと市民の力も使っていていただき、市民にもしっかりと情報を出していただきたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、吉岡市長、今回、地震を受けている部分もありますけれども、この総合計画、防災計画の見直し、それから業務継続計画について、このところについての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 市長。

○市長（吉岡初浩） 北川議員には、まさに時を得た御質問あるいは御提言をいただきまして、ありがとうございます。

今御指摘のありましたように、私も災害に対する対応は最重要で喫緊の課題だというふうに考えておまして、就任当初より、独立させたグループ、危機管理グループを設けて、そのさまざまな課題に対応するような施策に取り組んでまいりました。なかなか目に見える形になっていないところが、きっと皆さんも歯がゆいところではあると思いますが、当初から庁舎の体制につきましても、全員がこの庁舎に来れるだとか、全員が残るといような想定をしておりません。できるだけ少ない人数で、まず何をしたらいいかというような対応について検討を始めているところでございます。

それから、もう一つ、BCPにつきましても、当然のことながら、私どもの業務の継続ということも重要な課題であります。もう一方では、市内の事業者さんが業務を継続していくために、我々が何を支援できるか。こういった課題についても、あわせて検討すべきではないかと課題に挙げまして取り組みをしなければならないというふうに考えて始めております。

4月にほとんど危機管理グループのメンバーが変わりましたが、引き継ぎの中でも、そういった課題は前副市長、直接担当しておりました後藤副市長のほうからも、そういう提案をさせていただいているところでございます。

そしてまた、今お話がありましたように、私はいつもこういうことを言うんですが、船は沈むものだと、飛行機は落ちるものだと。幾ら安全安心、ここまでできると思っても、想定を超えるものというのは、必ずあるんだろうという中で、一体何ができるのかというところを私どもが市民の皆様の不安をできるだけぬぐえるような格好で御提示をしていかなければならないということをおもっております。そういう意味では、先ほど、議員から何度もお話がございました。できるだけ情報を皆さんにわかりやすい形でタイムリーに御提供していく。先ほど、副市長がカラーの地図をお示しいたしましたが、ああいったものも、実は、単純に出しますと誤解を招くところがありますので、実は、碧南市が印刷をするといって準備を始めているようですが、新聞に出ましたが、私どもは、3月の被災直後から既に検討を始めて粗々をつくっておりますが、一度、それを出すことを躊躇して、もう一度検討し直そうということで少しおくれております。できる

だけ早く、皆さんにお示しができればなというふうに思っております。

もう1点は、これも非常に重要なことでございます。群馬大学の片田教授は、東北のほうで子供さんたちの避難、災害に対する対応について、ずっと8年ぐらい入って、避難訓練を含めて対応策を行政と一緒にやってみえます。それは何を言っているかと申し上げますと、いわゆる積み重ねでございます。私ども、今回の避難訓練の中で、新しい取り組みを提示させていただきました。副市長からの話もありましたように、地域の方々と話をしながら、その地域がどうしていくかということ積み重ねていくことが実際につながるのではないかと思います。

釜石市の事例でございますが、実は、子供さんたちが最初の避難所に避難したと。その後、自主的にもう一段高いところへ避難をしたそうです。もう一段高いところへ行ったという中で、最初の避難所は水没をしてしまったと。これは何を言っているかという、積み重ねが自主的な避難、提示できる材料は幾らでもお出ししますが、最後の判断は、多分、自主的なところに任せると思います。そういったものは、単に我々が提示するだけではないし、訓練だけではだめなんです。そういう積み重ねをしていくことをきちんとやっていかなければならないというふうに思っています。

まさに、防災会議の中で、いわゆる計画をつくっても、それが実際にそぐうものであるか。今回の震災を見て、非常に疑問を持った方もたくさんおいでだと思います。ただ、最新の情報に合わせて計画もつくってまいりますし、あわせて、BCPについても、またこれは別の計画として今申し上げたようなことを踏まえながら作成をしていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は11時20分。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、黒川美克議員。一つ、高浜市立図書館及び郷土資料館の移転について。以上、1問についての質問を許します。

2番、黒川美克議員。

〔2番 黒川美克 登壇〕

○2番（黒川美克） 皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、今回の市議会議員選挙の公約として、1つとして、区画整理事業等による旧市街地の活性化、それから、2つ目に、町内会とまちづくり協議会を活用した防災・防犯対策の推進、3つ目として、図書館施設の充実の3点を掲げて初当選をさせていただきました。今回は、その中で、

図書館施設の充実ということで高浜市立図書館と郷土資料館の移転について質問をさせていただきます。

高浜市立図書館本館の平成22年度の入館者数は約6万8,000人、22年度末の登録者数は約2万2,600人で、総人口の2人に1人が利用券をお持ちの施設でございます。蔵書冊数は、一般書が約11万9,000冊、郷土資料が約6,500冊、児童書、紙芝居が約4万8,500冊、合計で約17万4,000冊となっております。このうち、図書館の本館の1階部分には約12万8,000冊、2階部分には約4万6,000冊が蔵書されています。また、郷土資料館の収蔵点数につきましては、衣浦港で採取されました貝殻等を含めて約1万2,000点の収蔵となっております。

3月11日に発生しました東日本大震災の大津波では、数多くの建物が被害を受け、なおかつ、多数の犠牲者が生じました。東日本大震災で被災されました皆様方には衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

高浜市でも近い将来、東海・東南海地震、南海地震の発生が危惧されております。平成15年3月、愛知県防災会議地震部会より、東海地震、東南海地震の想定被害予測調査が報告されております。その報告書の内容では、想定の中東海地震津波は、衣浦港、これは武豊新川河口でT P 1.7 m、想定の中南海地震津波では、同じく衣浦港でT P 1.8 m、想定の中東海・中南海連動地震津波では衣浦港で同じくT P 1.9 mと想定されておりますが、このたびの東日本大震災の発生により、愛知県では、現在、見直し作業を進めている最中であります。

東海・中南海・南海地震が連動して発生した場合、市立図書館等は堤防の外側に建設されておりますので、津波により図書館、郷土資料館の資料はかなりの被害が想定されます。蔵書、収蔵品の多くは金銭的な価値だけではなく、歴史的、民族的な資料価値も高く、被災した場合は修復することが非常に難しい資料ばかりでございます。

また、図書館及び郷土資料館は、昭和54年度に開館し、平成23年度で32年目となり、建物の老朽化も進んでおり、最近、2階部分に雨漏りが発生し、郷土資料も濡れてしまったそうです。まだ雨漏りで済んだからよかったものの、津波の被害ではそうはいかないと思います。

これらの貴重な資料を守るためにも、ぜひとも図書館、郷土資料館を本市の高台に移転させる必要があると思いますが、ぜひ市長の御答弁をお願い申し上げます、1回目の質問を終わらせていただきます。

〔2番 黒川美克 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

〔こども未来部長 神谷坂敏 登壇〕

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、黒川美克議員の1問、高浜市立図書館及び郷土資料館の移転について、お答えさせていただきます。

高浜市立図書館及び郷土資料館は、昭和53年9月に建設工事に着手し、昭和54年4月に蔵書数

1万3,804冊の図書館が開館、同年7月に郷土資料館が開館しております。

施設の概要といたしましては、鉄筋コンクリートづくり2階建て、1階836.10㎡、2階584.14㎡、延べ1,420.25㎡でスタートいたしまして、平成3年度に増築いたしまして、現在、延べ面積1,706.84㎡となっております。

1階の図書館では、開架書庫コーナー、新聞・雑誌コーナー、一般・こども閲覧コーナー、研究室、会議室、事務室、閉架書庫、機械室があり、2階の郷土資料館では、展示室、収蔵庫がございます。図書館の蔵書冊数は、本館、高取図書館、吉浜図書館を合わせまして、平成22年度末現在で、一般書が12万3,516冊、郷土資料が6,740冊、児童書、絵本、紙芝居が5万9,526冊、A V（音楽・映像ソフト）が2,327本の計19万2,109冊となっております。このうち本館では17万6,419冊ありまして、1階部分には12万8,354冊、2階部分には4万8,065冊が蔵書されております。

図書館の役割といたしまして、人は、情報、知識を得ることによって成長し、生活を維持していくことができ、また、文化的なうらおいのある生活を営む権利を有しております。図書館は、市民が抱えているこれらの必要性和欲求にこたえるための施設であり、乳幼児から高齢者まで、市民すべての自己教育に資するとともに、情報を入手し、芸術や文化を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場であります。こうした役割を担う図書館における蔵書等は、市民の皆様の貴重な財産であり、これらを守っていくことは設置者である高浜市の責務であります。

ここで、図書館及び郷土資料館の状況を申し上げますと、平成22年度のデータではありますが、図書館本館に来館された方は6万8,697人、1日当たり228人の方が図書館を利用されております。また、郷土資料館につきましては483人の方が来館され、いずれも前年度の平成21年度と比較し、増加している状況であります。

課題といたしまして、貴重な郷土資料が展示されております郷土資料館の来館者が少ないことが挙げられることから、展示に工夫をすることにより小・中学生に見学していただくなど、より多くの市民の方に来館していただきながら、高浜の伝統文化を再認識していただきたいというふうに考えております。

この郷土資料館は、産業経済の進展、社会構造の変遷により生活様式が変化し、貴重な民族的文化遺産が失われていく状況の中で、生活の推移を理解していただくために欠くことのできないさまざまな郷土資料を保存していくということは極めて重要であり、そのための郷土資料を収集、保存し、さらに活用し、正しく伝承すべきものは新しい社会に生かしつつ、受け継いでいくという役割を担っており、このことにより市民の文化的向上につながっていくものと認識いたしております。

この高浜市立図書館及び郷土資料館は、平成21年度から指定管理者制度を導入いたしまして、株式会社図書館流通センターが郷土資料館を含めて図書館の指定管理者として管理運営を行って

おります。図書館の運営理念としては、図書館は人類の英知を未来へと生かす知恵と情報の宝庫と考え、図書館を利用するすべての人々が教養を深め、みずからの課題を解決し、成長することにより、豊かな人間環境づくりに貢献することといたしております。

高浜市立図書館は、分館網の整備拡充を進めることにより、必要な資料をいつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できる市民の書齋であり続けるとともに、多様化する市民1人1人の生涯学習を支援する中核施設として、また、市民生活に密着した情報拠点として、市民との協働や学校との連携、地域社会の活性化や地域文化、教育力の向上などに努める図書館事業の展開を図っているところでございます。

御質問の図書館及び郷土資料館を本市の高台へ移転させる必要性ではありますが、このたびの大震災におきましては、これまでに経験したことのない未曾有の被害をもたらしました。この地域では、以前から東海地震、東南海地震、南海地震の発生が危惧されているところであります。

これまで衣浦港では津波の高さは1から2mと見込まれていましたが、東日本大震災の状況から、これまでの予測よりさらに高い津波が襲ってくることを想定し、津波高の予測や被害予測の見直しが現在進められているところであります。

図書館の標高について申し上げますと、図書館が位置するところは堤防の外側、いわゆる堤外地にあり、T P（東京湾平均海面）が1階フロアで4.4m、2階フロアで8.4mであります。東日本とこの地域とで地形上に違いがございまして、単純に比較することはできませんが、このたびの大震災クラスの地震が発生した場合、地震による津波が、これまで予測されていた1から2mの高さを超えることが想定されております。

こうしたことを踏まえ、指定管理者である株式会社図書館流通センターでは、これまでの災害時での対応として、危機管理マニュアルやスタッフの訓練を実施することにより、利用者の安全を確保する等の危機管理体制をとってまいりましたが、このたびの東日本大震災の被害状況を踏まえ、震災時の対応、津波に対する避難経路の確認等、これまでの危機管理体制について再度見直しを進めております。例えば、津波に対する対策として、図書館が所蔵している蔵書のリストを作成、あわせてバックアップとして震災の影響を受けないところでの保管、また、貴重な資料を2階で保管するといったことが挙げられますが、津波が襲来する前に館外へ持ち出すことにも限界があることから、市と指定管理者とでさらに対応策を検討しているところでございます。

なお、御指摘がありました2階部分の雨漏りにつきましては、指定管理者において既に修繕済みでございます。

図書館を市の高台へ移転という考え方の中で、先般、取り壊しが決定された衣浦アカデミーについて、図書館としての利用を考えてみますと、この施設では、図書館業務を行う上でフロアが各教室に分かれているため、フロアを1つのフロアに改修する必要があること。さらに、各フロアごとにスタッフを配置する必要も生じること等、図書館の適正な管理運営を行う上では構造的

に非効率でありまして、人件費等も増加することが考えられ、さらに車で来館される利用者の駐車スペースに限りがあることから、この場所への移転は困難と考えております。

いずれにしましても、狭隘な高浜市にあって、西側が海岸に面した位置であるということ、平坦な地形であること等を考えながら、今後進められる公共施設あり方検討委員会の中で、このたびの大震災で多くの人命や施設、重要なデータや文化財等の貴重な資料が失われたこと等を踏まえながら、全体的な検討の中で図書館、郷土資料館のあり方についても議論していくこととなりますことに御理解をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔こども未来部長 神谷坂敏 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） 大変丁寧な御回答をしていただきまして、ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、今後、進められる公共施設あり方検討委員会の中で、図書館、郷土資料館のあり方についても議論をしていくこととなりますとの答弁でしたが、その時期はいつごろになるかを教えていただきたいと思います。

また、高浜市立図書館は分館網の整備拡充を進めることにより、必要な資料をいつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できるよう市民生活に密着した情報拠点として、図書館事業の展開を図っていくとのことですが、高浜市には5小学校区あり、吉浜小学校区の吉浜公民館、高取小学校区の高取公民館、港小学校区の高浜南部ふれあいプラザには図書館の分室等がありますが、高浜小学校区と翼小学校区には図書館の分室等がございませんので、ぜひ、今後、進められる公共施設あり方検討委員会の中でも、高浜小学校区と翼小学校区の図書館の分室等についての議論をしていただきたいと思いますので、答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（山本時雄） それでは、再質問のほうにお答えさせていただきたいと思いません。

公共施設のあり方検討委員会につきましては、現在、職員のほうでプロジェクトチームのほうを発足させまして、白書作成に必要な基礎データのほうの収集を進めているところでございます。

今後は、将来の本市のあるべき姿を見据え、市民の皆さんとともに公共施設のあり方の検討を進めてまいりたいと思いますが、御質問の図書館、郷土資料館につきましても、市内にある公共施設全体を考えていく中で、そのあり方のほうを検討してまいりたいというふうに考えております。

また、続いての質問でございますけれども、御案内のとおり、図書館の機能といたしまして、市立図書館、高取公民館での高取図書室、吉浜公民館での吉浜図書室、そして、南部ふれあいプラザの4カ所のほうで御利用のほうをしていただいております。このいつでもどこでも図書館は、

高浜幼稚園を初めといたしまして、市内12カ所で利用できるようになってございますが、まだまだ認知度が低いということから利用者も少なく、今後、ホームページや掲示等のほうでPRしていく必要があるというふうにも考えてございます。このいつでもどこでも図書館につきましては、昨年のデータではございますけれども、配本、また回収、そういったデータがまだまだ若干少ないということもございますので、中には、配本、回収がゼロというような館もございます。そういったところ、全体の見直し等も踏まえて考えていきたいというふうでございます。

ですので、御質問のほうの高浜小学校区、翼小学校区につきましても、またそれ以後のいつでも図書館の構想を考える中も踏まえて、また今後の公共施設のあり方の検討委員会の中で、そういった中で折に触れて考えていければなというふうにご考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） ありがとうございます。

ただ、今、説明を伺った中で、時期につきましては、中で議論をしていくということで、時期的にはいつごろを考えているのか、その辺のところを再度お願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） 公共施設のあり方につきましては、私どもというか、市全体で今対応しているというところでございます。私どものこども未来部の中で考えてみても、実は、昭和40年代の後半に建設した幼稚園がまだ2園あるというようなこともございます。ましてや、市全体で考えますと、当然のことながら、限りある財源の中で更新等を考えていくということになりますと、やはり、長期的な視野で考えざるを得ないといったところに御理解をぜひお願いしたいというふうに存じます。

○議長（鈴木勝彦） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） わかりました。

一応、今言われたように、時期のほうについては、ある程度の予算が必要だということは十分承知をさせていただきます。

いずれにしても、先ほど、答弁の中にもありましたように、図書館のほうは、前に比べまして、利用者のほうだとか蔵書のほうもかなりふえてきておりまして、特に指定管理にしてからは、資料購入費を1,000万円から1,450万円ということでかなりふえておりますので、市民の方には非常に喜んでいただいている施設でございますので、ぜひ、そういったところを踏まえまして、私が以前、図書館長をやらせていただいたときには、もう少し利便のいい場所に移してもらえないかというような意見も多く聞いております。その辺のところも踏まえまして、公共施設のあり方検討委員会の中で、もっと利用しやすい、そういった場所への移転もぜひ考えていただきたいと思っておりますので要望いたしまして、これで一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時42分休憩

午後1時00分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、小嶋克文議員。一つ、環境行政について。一つ、福祉行政について。以上、2問についての質問を許します。

15番、小嶋克文議員。

〔15番 小嶋克文 登壇〕

○15番（小嶋克文） 通告に従いまして、2問質問させていただきます。

初めに、環境行政について質問させていただきます。

3月11日に発生しました東日本を中心とする大地震は、想定外の被害をもたらしたばかりではなく、私たちの人生観や生活スタイルの変更まで突きつけてきました。

マグニチュード9という世界においても5本の指に入る今回の大地震は、予想をはるかに上回る大津波をもたらし、東北から関東にかけての太平洋沿岸地域に壊滅的な被害をもたらしました。この大津波の影響で東京電力福島原子力発電も壊滅的な被害を受け、すべての原子力発電がその機能を喪失し、電力供給不可能という非常事態に陥ってしまいました。

問題はそれだけにとどまらず、放射線漏洩といういまだかつて日本が経験したことがない深刻な事態を引き起こしてしまいました。この電力供給停止は関東、首都圏に重大な影響を及ぼし、電車の間引き運転、計画停電の実施などにより日常生活に大変な影響を及ぼしました。さらには、経済活動に対しても著しい停滞をもたらすことになりました。

しかし、国民1人1人が危機意識を持って節電に努力したことにより、大停電という事故には至っておりません。しかし、エアコンの使用などで電力量が一気に増加する夏場においては、いかなる事態が発生するか予想もできません。中部地方では、電力の供給についてはほとんど影響はないと思われていました。しかし、5月6日、突如、菅総理大臣は中部電力の浜岡原子力発電の全面停止を要請、中部電力もこの要請を受諾したことによって事態は一変してしまいました。原子力発電が全面停止になると、クーラーの使用などで電力需要が高まる7月以降においては、電力供給の保証はなく、産業界、経済界に大きな打撃を与えることになりました。

こうした事態に直面し、改めて自然エネルギーの必要性が国内で叫ばれ始めました。特に太陽光発電には大きな注目が当たり始めています。浜岡原子力発電全面停止を受け、愛知県は、電力・エネルギー対策本部を設置し、代替エネルギーとして、太陽光や風力発電などの新エネルギー普及に向けた施策を検討する計画があります。

また、ソフトバンクの孫社長は、国内の休耕地や耕作放棄地を2割利用した大規模太陽光発電所、メガソーラーの建設を進める電田プロジェクトを打ち出し、愛知県など全国39道府県が賛同しております。国や自治体においても、以前からソーラーシステム設置の補助をすることによって太陽光発電の推進に取り組んでいます。愛知県においても、大半の市町村が国の補助に上乗せする形で補助をしております。

高浜市においても、3kwの太陽光発電を設置すると、国から14万4,000円、市から15万円、合計29万4,000円の補助があります。しかし、本市の場合、補助金が出るのは、かわらを使用している場合で、しかも新築のときと全面ふきかえのときに限られています。

以下、何点かについて質問します。

1点目は、市内において太陽光発電システムを設置している件数は何件あるでしょうか。かわらぶき屋根と他の屋根材の内訳についてはどうでしょうか。また、市の補助を受けてソーラーシステムを設置した件数は何件あるでしょうか。

2点目として、事業所あるいは公共施設以外の一般施設等においてはどのくらい設置されているでしょうか。

3点目として、原子力発電に対する不信、恐怖から、震災以後、太陽光発電の必要性は地球温暖化防止という環境面だけではなく、電力供給の確保という点からも以前にも増して太陽光発電の取り組みが叫ばれています。自治体においても積極的に、その促進に取り組む役目があると思います。

本市においても、かわらぶきの屋根だけではなく、他の屋根材にも補助の対象を拡充するべきであると思います。

4点目として、現在、市内においては、市役所、翼小学校、エコハウス等の公共施設に太陽光発電が設置されておりますが、他の公共施設に対する太陽光発電システムの設置の計画についてお尋ねいたします。

次に、2問目の福祉行政について、障がい者に対する医療支援拡充について質問させていただきます。

障害者基本法第2条に規定された障がい者、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者には、それぞれ法律もしくは厚生省の事務次官通知により、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳が交付されています。手帳の発行は、障がい者が一定の障がいの状態であることを証明する手段であり、各種支援策を講じやすくすることにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的にしております。

各種支援サービスには、所得税控除などの租税に関するものや映画館の入場料金の割引制度もあります。自治体においても、各種福祉サービスが実施されております。

今回、精神障がいの方から相談を受けました。その内容というのは、精神科以外の全疾患にお

いて、近隣の刈谷市、碧南市、安城市、知立市などは医療支援が行われているが、高浜市においては通院、入院とも精神疾患だけしか医療支援が行われておりません。なぜ全疾患に対する支援が行われていないのか。高浜市においても、精神科以外の全疾患に対する医療支援が受けられるようにしてほしい。今のままでは経済的に非常に厳しいと、こういったお話でした。

現在、愛知県の精神障害者医療費助成制度として、通院に関しては手帳の1、2級所持者及び自立支援医療受給者、入院に関しては1、2級の所持者に対してそれぞれ精神疾患の医療費のみ全額が助成されております。

加えて、愛知県下においては、市独自の事業として多くの市町村が精神科以外の全疾患に対して医療費の助成を行っております。特に西三河においては、先ほど挙げました刈谷市、碧南市、安城市、知立市以外に、岡崎市、西尾市、豊田市、幸田町が実施しており、高浜市だけが実施されておられません。精神疾患の人の中には、糖尿病とか、高血圧症などの病気を抱えている人もたくさん見えるかと思えます。こうした精神疾患以外の病気を患うことは、その病気で苦しむことは当然のこと、それに加えて、糖尿病などの病気によって、精神疾患そのものが悪化することが十分予想でき、二重の苦しみを招くこととなります。こうした病状の悪化を少しでも防ぎ、軽減するためには、精神疾患以外の全疾患に対して、安心して医療が受けられる制度の整備が必要であると思えます。

精神障がいの人にとっては、就労は簡単ではありません。経済的に大変であります。家族の支援に頼らざるを得ないのが実情であります。

以下、何点かについて質問させていただきます。

1点目として、精神障がい者の手帳の交付を受けている人数、自立支援給付を受けている人数。

2点目として、障がい者に対する医療支援について、身体、知的、精神の3障がいについて、それぞれどのような援助があるのか。

3点目として、以前、行われた調査においても、精神疾患以外の全疾患に対する医療支援の減免を希望されている方が一番多く見えました。高浜市として、こうした支援の取り組みについてどのように考えているのか。

以上で、1回目の質問を終わります。

[15番 小嶋克文 降壇]

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

[市民総合窓口センター長 新美龍二 登壇]

○市民総合窓口センター長（新美龍二） それでは、小嶋克文議員の御質問、1、環境行政について、2、福祉行政について、それぞれお答えさせていただきます。

初めに、1問目、環境行政について、（1）太陽光発電システムの促進についてにお答えさせていただきます。

まず、太陽光発電システムの補助につきましては、国において、京都議定書目標達成計画等で示されている太陽光発電の導入目標を達成するため、また、その後の太陽光発電の大量導入を可能とするため、住宅用太陽光発電システムの価格低下を促しつつ、市場の拡大を図ることを目的として、平成20年度より、住宅用太陽光発電システムの設置に関する補助制度が開始されております。

一方、本市におきましては、御案内のとおり、太陽光発電システムへの市独自の補助制度として、平成22年1月から、三州瓦屋根工事奨励補助金制度を見直し、従来の屋根がわらに対する補助金に加え、新築または屋根の全面ふきかえ時に、地場産業の三州瓦を使用した屋根の上に太陽光発電をあわせて設置した場合に限り、発電量1kwにつき5万円、4kwを上限として最大20万円まで上乗せして補助することとしております。

そこで、御質問のありました1点目、市内において太陽光発電システムを設置している家庭の件数でございますが、中部電力に聞き取り調査を行ったところ、本市における太陽光発電システムの設置契約状況は、本年4月末日現在で457件という状況でございます。

また、かわらぶき屋根と他の屋根材の内訳については、不明とのことであります。

次に、市の補助を受けて設置した件数でございますが、これまでの補助実績を申し上げますと、平成21年度は、補助件数が2件、補助額で34万4,000円、平成22年度は8件、139万3,000円、平成23年度は5月末現在でございますが5件、96万8,000円の補助を行っている状況でございます。

次に、御質問の2点目、事業所あるいは公共施設以外の一般施設等の設置状況につきましては、把握ができないというのが実態でございます。

続きまして、御質問の3点目、本市の太陽光発電システムについて、かわらぶきの屋根だけでなく、設置可能であれば、すべての屋根に補助の対象を拡大する検討をすべきである。4点目、市内の公共施設にも積極的に太陽光発電システムの設置を取り組んでいただきたいについてでございます。

このたびの東日本大震災による東京電力福島第1原発の事故を踏まえ、政府においては、エネルギー政策の見直しに入っており、安全性の向上を前提に、原発推進の姿勢は維持しつつも、太陽光発電に代表される再生可能エネルギーの導入目標を引き上げる方針とお聞きしております。

さらに、先月25日にフランスのパリで開催されました経済協力開発機構（OECD）の設立50周年記念行事において、菅首相は、今後の日本のエネルギー政策について、日本は、これからエネルギー基本計画を基本的に見直し、新たな挑戦を開始する。これまでの原子力エネルギーと化石エネルギーという2つの柱に加え、自然エネルギーと省エネルギーという新たな柱を育てていかなければならないとし、このうち、特に自然エネルギーについては、技術面やコスト面などの実用化の壁を打ち破り、自然エネルギーを社会の基幹エネルギーにまで高めていくことに総力を挙げて挑戦する。そして、発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早

い時期に、少なくとも20%を超える水準となるよう大胆な技術革新に取り組み、その第一歩として、太陽電池の発電コストを2020年には、現在の3分の1、2030年には6分の1まで引き下げることを目指すとともに、日本の設置可能な1,000万戸の屋根のすべてに太陽光パネルの設置を目指すと宣言されております。

この日本の設置可能な1,000万戸につきましては、平成20年住宅土地統計調査の住宅戸数3,303万戸の約3割を占めるもので、これを本市の住宅戸数に置きかえますと、平成22年度末の住宅戸数が1万7,873戸であり、その3割に相当する住宅戸数は約5,300戸となります。一般的に、太陽光発電システムの設置費用は、1戸当たり約240万円と言われておりますので、約5,300戸であるすべての屋根に太陽光発電システムを設置すると仮定しますと、その設置費用は127億2,000万円と膨大な金額となります。

また、仮に現行の本市の補助制度である補助金の上限20万円を補助することで試算しますと、その補助金額は10億6,000万円となり、財政状況の厳しい本市にとって、さらに大きな財政負担が発生することとなります。

加えて、環境行政の立場として、太陽光発電システムに対する助成制度を拡大とした場合、御質問のとおり、現在の三州瓦屋根工事奨励補助金制度である三州瓦を使用した屋根に限らず、かわらを使用しない屋根に設置する太陽光発電も補助の対象とすることになります。

しかしながら、かわらを地場産業とする本市といたしましては、現行の補助対象でありますかわらを使用する屋根への設置につきましては地場産業の振興につながるものと考えますが、かわらを全く使用しない屋根への補助につきましては、かえって地場産業への影響が懸念されるところで、これまでの一般質問でもお答えしてきたとおりでございます。

最後に、御質問の4点目、市内の公共施設にも積極的に太陽光発電システムの設置をでございますが、現在、本市の公共施設には、市役所庁舎の屋上に20kw、翼小学校と高浜エコハウスに10kwの太陽光発電システムを設置しております。他の公共施設で太陽光発電システムが設置可能な施設として約30施設ほどがあると思われませんが、それぞれの施設に10kwの太陽光発電システムを設置したと仮定しますと、その設置費用は、1施設当たり約600万円で、30施設で1億8,000万円の費用が必要となり、本市の厳しい財政状況の中で、市単独費で対応していくには大変厳しい面がございます。

いずれにいたしましても、今後、国においては、エネルギー基本計画の見直しとともに、特に再生可能なエネルギーである太陽光発電の拡大に向けた、さらなる対応が予想されるところであります。

また、小嶋議員の御質問にもありましたが、愛知県においても、電力・エネルギー対策本部が設置され、電力、エネルギーの安定供給の確保に向けた取り組みや新エネルギーの普及拡大に資する施策の推進などが検討されていくものと考えております。

反面、太陽光や風力などの自然エネルギーが占める発電の割合は、現在9%にすぎず、10年程度の期間で倍増させるには、産業界も巻き込んだオールジャパンの取り組みが求められるほか、火力などに比べて発電コストも高く、天候などにも左右され、普及目標の引き上げには高いハードルがあることも確かであります。

このようなことから、本市における太陽光発電システムの補助の拡充及び市内の公共施設への積極的な太陽光発電システムの設置につきましては、国・県のエネルギー基本計画の見直しなどを含め、引き続き、その動向を見守ってまいりたいと考えております。

続きまして、御質問の2問目、福祉行政について、(1)障がい者に対する医療支援の拡充についてお答えいたします。

愛知県の福祉医療支給事業につきましては、御案内のとおり、昭和48年の制度創設以来、徐々に拡大され、より安心して医療が受けられるよう、愛知県と事業実施主体であります市町村との連携により、県民の健康を守る独自のセーフティネットとして実施されてまいりました。

この福祉医療費助成制度は、いわゆる生活弱者を対象として、障がい者、精神障がい者、母子家庭等、後期高齢者、子供の5分野について総合的に医療費の助成が行われているところでございます。

このうち、障害者医療費助成、精神障害者医療費助成制度につきましては、疾病や事故率が高く、医療の持つ重要度が比較的高い障がい者の方やその家族にとって、受診時の一部負担金が経済的負担となっていることから、安心して医療を受けるための支援策として実施しているところでございます。

そこで、まず、御質問の1点目、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の人数でございますが、平成23年4月1日現在で172人です。内容は、1級が11人、2級が102人、3級が59人です。

なお、平成22年の交付者数全体は167人、平成21年の交付者数全体は148人で年々増加しております。

次に、自立支援給付を受けている方の人数でございますが、平成23年4月1日現在で461人です。平成22年が434人、平成21年が388人です。手帳の交付者同様、年々増加している状況にあります。

続きまして、御質問の2点目、身体、知的、精神の3障がいについて、どのような医療支援があるかという御質問でございます。

まず、身体及び知的障がい者の方に対する医療費の助成につきましては、身体障害者手帳1級から3級の方、身体障害者手帳4級の腎臓機能障害の方、身体障害者手帳4級から6級までの進行性筋萎縮症の方、療育手帳AまたはB判定を受けているIQ50以下の方、自閉症状群と診断された方に対しまして、通院及び入院費の保険診療における自己負担額の全額を助成しているところ

ろであります。

また、精神障がい者に対する医療費の助成につきましては、現在、本市では、障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療を受けている方に指定医療機関に受診した場合の保険診療における自己負担分の全額を助成するとともに、精神疾患による入院費の自己負担分につきまして、精神障害者保健福祉手帳の1級、2級の方は全額、3級及び手帳を所持していない方は2分の1を助成しているところでございます。

この精神障害者医療費助成制度につきましては、市単独事業として実施してまいりましたが、神田愛知県知事が3期目を迎えるに当たって、マニフェスト事業として、平成20年度より精神障害者保健福祉手帳の1級、2級の方の精神疾患に係る入通院費の自己負担分の全額助成につきまして、愛知県の補助事業として拡大されたところであります。全国的に見ても、県の補助制度といたしましては手厚い制度となっているものととらえております。

ここで、給付面から、精神障害者医療費の延べ支給実績を申し上げますと、平成20年度が5,045件、1,365万7,675円、平成21年度が5,735件、1,452万4,733円、平成22年度が6,433件、1,636万3,688円となっております。

また、福祉医療費助成制度全体の支給実績を申し上げますと、平成20年度が3億3,606万7,501円、平成21年度が3億5,274万8,430円、平成22年度が4億3,285万1,274円であり、医療費の助成額は年々増加の一途をたどっている状況にございます。

最後に3点目、精神障がい者の精神疾患以外に対する医療支援をの御質問でございます。

福祉医療費助成制度の対象者や医療費は、ただいま申し上げましたとおり、年々増加を続けており、高齢化の進展等により、今後も増加していくことが予想されております。さらに、近年の経済状況の悪化の影響を受け、愛知県、高浜市ともに厳しい財政状況にございます。

こうした中で、本市といたしましては、引き続き、生活弱者のセーフティーネット、福祉医療制度を、将来にわたり、安定した持続可能な制度として実施していくことが、まず第一の取り組むべき課題であるととらえております。

したがいまして、現時点におきまして、精神障害者医療費助成制度の新たな拡大につきましては、その状況にはないものと考えておりますので、御理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔市民総合窓口センター長 新美龍二 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

順番は変わりますけれども、2問目から再質問させていただきます。

障がい者の就労についてお尋ねします。

障がい者にとっては、病気とか障がい重い、または働く場がない、仕事のことや職場での人

間関係の不安などから、こういったさまざまな理由から働きたくても働けない状況だと思います。精神障がいの方の現在の就労状況並びに就労への取り組みについてお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 精神障がいの方の就労状況につきましてですが、今のところ、その数値自体はつかんでおりません。

ただ、現行、自立支援法の中で、最近、就労意向のA型、また、就労継続のA型ないしB型ですね。そういった事業所へのほうへの利用が精神障がいの方にも進んでおりまして、今後、またこの障害者相談支援事業所のほうにも、精神保健福祉士が今現在2名おります。また、この2月から、障がい者の就労担当者として1名、総合コーディネーターとして1名設置しておりまして、その2名が今後精神障がいの方の就労についても引き続き支援をしていくと。また、就労されている方についても、そのフォローをしっかりとやっていくということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

先ほどの愛知県の精神障害者医療費助成に対する助成内容の答弁がありました。平成21年以降は、要するに、市としては、この助成というのはどうなっていますか。要するに、精神障がい者に対する市単独としての助成としては。

○議長（鈴木勝彦） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 先ほどの答弁で申し上げましたとおり、通院につきましては、自立支援医療の受給者ということになっております。入院につきましては、3級及び手帳がなくても入院が必要であるという方に対しまして、市単独で拡大しております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） わかりました。

それと、これはちょっと出ないかもわかりませんが、もし、全疾患に対する補助をした場合、どのくらいの試算になるかということを経験したことは、今まであるでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） こちら対象者の方を、仮に手帳の1級及び2級の方に対しまして、全疾患に助成したということで試算した場合、対象者数は113名、年間でおおよそ250万円程度が新たに財政の負担になるというふうに試算しております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

先ほどの答弁の中にありましたけれども、全国的に見ても、愛知県の補助制度というのは手厚い制度になっていると、こういった答弁がありました。今後、市の何とか努力で、全疾患に対す

る制度をぜひともつくっていただきたい。このように引き続きお願いしていただきたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 障がいの方の関係でございますが、小嶋議員も先ほど就労ということをおっしゃられました。当然のごとく、障がい者の方を取り巻く環境というのは、御質問の医療の問題だけではなくて、家庭環境だとか地域生活、あるいは御指摘がありましたように、就労、自立といったいろいろな問題が山積しております。その中で、高浜市は、御案内のとおり、障がい者の方の自立、就労というのに力点を置いて進めてまいりました。とにかく、福祉施策というんですかね。これを考えていくときは、こういった全体の中で、私どもの本市の財政体力等も考えながら、身の丈に合った制度を構築していきたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

それでは、1問目に戻りまして再質問させていただきます。

名古屋市では、9日から太陽光発電システムの設置の補助に募集枠の500件分を多く上回り、わずか1日でほぼ2倍に当たる977件の申請があったそうです。さらに1,400件分の補正予算を6月に計上すると、こういった新聞報道がありました。

高浜市においても、先ほど答弁がありましたように、今年度は5月末で5件と。昨年よりは大幅増加しそうですけれども、今年度はどのくらいの件数を見込んでいるのか。

それともう一つ、市のソーラーシステムの年間補助枠というのは何件でしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 地域産業グループ。

○地域産業G（神谷晴之） 答弁の中でもさせていただいておりますように、まず御理解いただきたいのが、地場産業の振興ということで予算組みしておりますので、その点を御理解いただきまして、予算組みといたしましては、10件の200万円を予算枠で持っております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） もう1件の、ことはどのくらいの件数、またもし、これがオーバーした場合は、どのような取り扱いになるか。

○議長（鈴木勝彦） 地域産業グループ。

○地域産業G（神谷晴之） 今申し上げましたように、全体で10件ということですので、オーバーするようであれば、総括で、いわゆる三州瓦の中で予算枠を持っておりますので、それをはみ出るようであれば、当然、補正ということを考えさせていただいております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 2点目ですけれども、先ほど、補助金額が10億6,000万円というのが膨大

に数になっていたんですけれども、これは、多分、すべての屋根材には補助は厳しいと、こういった思いがあると思うんですけれども、この試算は5,300戸に補助金の20万円、これをかけたものだと思いますが、この5,300戸という数字は、答弁にあったように、パリで開催されました行事の菅総理大臣の1,000万戸の屋根に太陽光発電システムを設置するとの宣言によるものと思います。今回のこの1,000万戸の設置というものは、あくまでも大胆な技術革新に取り組んで、太陽電池の発電コストを2020年には現在の3分の1、そして、30年には6分の1にまで引き下げてという前提であります。その上での1,000万戸の設置であります。

したがって、5,300件全部に補助をしたときの10億6,000万円の金額は、こうした前提というものです。ちょっとこれは無視といいますか、見ていない計算で根拠がないと思います。発電コストが3分1まで引き下げられたら、当然、現在の補助金額は見直すであろうし、また、6分の1、恐らく、これは設置費用が30万円から40万円になります。こういった場合に、本当に補助の必要性があるかないかも検討されると思います。

もう一つ、5,300件のうち、もう既に1割弱に当たります457件は設置済みです。こういった数もこの中に入っておりません。そういった意味で、この数字というのは、ちょっと納得できないんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） ただいま最初の答弁で申し上げましたのは、菅首相が宣言されたときに、粗い積算で出させていただきましたので、当然、数字的なものは、今からどンドン民間参入等で変わってまいりますので、あくまでも、その段階での数字を申し上げたというだけでございます。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） とはいえ、余りにもちょっとこれは粗い数字だと思います。これをもってできないというのは、ちょっと私はいかがかと思います。

それから、さっき答弁がありましたけれども、屋根材型についてはかわらを全く使用しないため、かえって地場産業への影響が懸念されると、こういう答弁がありましたけれども、具体的に、こういう懸念とはどういうものですか。

○議長（鈴木勝彦） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） ここで申します懸念というのは、地場産業であります三州瓦が売れなくなるということを指した懸念でございます。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） といいますのは、要するに、例えば、高浜が一般の屋根材にもこの補助をすると、かわらをやめて他のほうに行ってしまうという懸念ですか。

○議長（鈴木勝彦） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 議員申されたとおりでございまして、現に太陽光発電には、かわらを一切使用しないタイプがございまして。そういったものが普及すると、地場産業がよくない影響を受けるという方向でございまして。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 私は、別に地場産業がどうのと一切ありませんし、当然、かわら産業が発達しなければ高浜の発展もありませんから、そういうことに関しては別にどうのと言うわけではありませんけれども、他の屋根材に補助が出るからといって、かわらから他の屋根材に変更するとはとても思えないです。やはり、家を建てるときは、自分の家に対する思いですか、やはり、こだわり、例えば美観とか、そういったものをあらゆるものを総合的に判断して、自分は、例えば屋根を使っていこうという思いから家を建てると思うんです。ましてや、今、かわらを使えば、20万円とか15万円の補助が出ます。そういった意味で、ただ補助が出るからといって、すぐ他の屋根材に移るとは、ちょっと考えにくいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 他の屋根材に既存の住宅が移るということではございまして、新築の部分がかなりの部分を占めるんだらうというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 最後になると思いますけれども、さっきの公共施設の問題も、これも金額がばあっと出されて、これも今すぐ全部という話ではありません。

福島原発の事故、また、浜岡原発の全面停止など、国全体が電力供給の危機に陥っております。電力の自給自足とか、また、電力の地産地消さえ、今叫ばれております。企業ばかりでなく、市民の間にも危機意識が広がって、自分が使用する電力は自分でと、そういった考えさえ、今生まれております。

自治体においても、公共施設で使用する電力はすべてをといても、100%は無理だと思いませんけれども、そういった意識というものが、私はこれから持つことが非常に大事じゃないかと思うんです。長期的なビジョンを持って公共施設にこういった太陽光発電システムを設置して、電力を賄うと、こういったことも今後は自治体の大事な事業であると思います。これは、未来に対する責任であり、投資であると思います。

最後になりますけれども、国や県の動向を見守ることも大事でありますけれども、まずは自治体でできることは取り組んでいく。そして、自治体によっては、独自の政策を進めているところもあります。そういうところで、今後、ぜひとも、この太陽光発電が一層促進するようにお願いして一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木勝彦） 次に、6番幸前信雄議員。一つ、第5次高浜市総合計画について。一つ、高浜市構造改革推進検討委員会報告書について。以上、2問についての質問を許します。

6番、幸前信雄議員。

〔6番 幸前信雄 登壇〕

○6番（幸前信雄） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました第5次高浜市総合計画、高浜市構造改革推進検討委員会報告書の以上2問について質問させていただきます。

今回の質問につきましては、1期目のときに何度か質問させていただいておりますが、そのときは、まだ計画を実施している段階でもありました。今回は、2問の質問内容ともに、当初の計画に対して平成22年度で完了されましたので、結果としてどのように振り返り、総括されたのかを主旨に質問させていただきます。

以前の一般質問でも同様の主旨の質問をさせていただいておりますが、完了していない状況での質問でしたので、どのように進められ、進めていく上での課題とその修正した事項などについて質問させていただいております。

また、今回の1問目の質問の第5次高浜市総合計画に対して、第6次高浜市総合計画が、既にことしの4月より開始されており、第6次高浜市総合計画の策定に携わっていただいた未来を描く市民会議の中でも、当初の会議の中で、第5次高浜市総合計画が計画に対してどのようになったのかといった質問の声当初聞こえていましたが、途中の会議からそのような声が聞こえなくなりましたので、多分、これは想像ですけれども、分科会等の会議の中で、第5次高浜市総合計画について、当局の方から状況の説明、実施してきた上での課題や現在、高浜市の持っている課題等について説明された結果、そのような主旨の質問がなくなったと想像していますが、傍聴していた私には類推するしかなかったですし、多くの市民の方々に公表されているものとも考えにくかったので、あえて今回の一般質問で当局の方にお伺いします。

1問目として、第5次高浜市総合計画について、計画に対する実績または実施状況について総括し、まとめられていると思いますが、すべてをこの場で御説明いただくと時間も足りなくなると思いますので、全体の項目に対して、結果的に目標どおりに達成できた項目、また、継続して実施していく項目、結果的に達成できずに継続する項目、実施中に状況が大きく変わり、達成できなかったが、継続していかない項目等、その層別された状況と代表的な一例でどのようにまとめられたかをお伺いいたします。

2問目として、第6次高浜市総合計画が今年度より開始されたわけですが、1問目の質問で総括された結果がどのように反映されているのかをお伺いいたします。

3問目に、高浜市構造改革推進検討委員会報告書について、1問目の質問と同様の主旨で質問させていただきます。こちらにつきましても、平成22年度に完了されておりますが、その活動のまとめと総括を実施されているのであれば、全体については時間の都合で困難であれば、1問目と同様に層別されたものの代表例で説明をお願いいたします。

最後に、今回、既に完了しているものについて質問させていただいている理由は、先日実施さ

れた第1回事業仕分け委員会で、たしか、そのときの委員長を務められていた構想日本から来ていただいている亀井善太郎さんがおっしゃってみえましたが、事業の受益者の方に満足していただける政策ではなくて、税を納めていただいている方にいかに納得いただける政策を実施していくかであり、納得いただくための説明責任が実施する側にはあるというふうに言ってみえました。私も全く同様で、すべてを満足させる政策が実施できれば、それに越したことはありませんが、いかに納得いただくか、納得いただくための努力を行ってきたかが問われていると考えております。そのような主旨で今回一般質問をさせていただいておりますので、主旨を御理解の上、答弁をいただくことをお願いさせていただいて、壇上からの1回目の質問を終わらせていただきます。

〔6番 幸前信雄 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 地域協働部長。

〔地域協働部長 加藤元久 登壇〕

○地域協働部長（加藤元久） それでは、幸前信雄議員の1、第5次高浜市総合計画についてお答えさせていただきます。

御承知のとおり、第5次高浜市総合計画は、平成13年3月議会におきまして基本構想の全部改正について御議決をいただき、将来都市像として「夢きらきら・やすらぎのまち高浜」を掲げ、計画期間であります本年3月まで、本市における最上位計画として市政運営の根幹に据えて総合的かつ計画的な自治体運営に努めてきたところであります。

基本構想を実現するための基本的な施策を定める基本計画は、平成13年度から平成17年度までの5カ年を前期基本計画、平成18年度から平成22年度までの5カ年を後期基本計画と定め、それぞれに定めます31の施策に対し、前期では116の主要事業、後期では127の主要事業を掲げて推進してまいりました。

そこで、御質問の第5次総合計画の計画に対する実績または実施状況についてであります。第5次総合計画の検証につきましては、第6次総合計画の策定に向けた基礎資料とするために、後期基本計画をベースとして、平成21年3月において、その時点での成果や達成度等に基づいて取りまとめを行っておりますので、この点を御理解いただいた上で御説明させていただきます。

まず、行政の内部評価では、後期基本計画に掲げた31の施策と127の主要事業を対象に、実施内容、成果、積み残し課題など、これまでの達成状況や今後の取り組みの方向性などを検証しております。

そこで、127の主要事業の達成状況であります。「ほぼ達成できた」が43事業で33.9%、「まあ達成できた」が65事業で51.2%、「余り達成できなかった」が11事業で8.7%、「ほとんど達成できなかった」が6事業で4.7%となっており、約85%が達成できたという状況であります。

また、今後の取り組みの方向性では、「完了したもの」が14事業で11%、「拡充すべきもの」が44事業で34.6%、「継続すべきもの」が61事業で48%、「縮小すべきもの」が2事業で1.6%、「廃止すべきもの」が4事業で3.1%となっており、拡充・継続すべきものを合わせて約83%という状況となっております。

次に、層別された状況ごとの代表的な一例をとということではありますが、まず1つ目の計画どおりに達成できた事業では、組織の再編と総合窓口の設置が挙げられます。職員の効率的活用と市民の要望に素早い対応を行うことができるよう、平成18年度にグループ制を導入し、組織のフラット化を図るとともに、市民窓口のワンストップサービスを実施するため、市役所1階に市民総合窓口センターを新設いたしております。

次に、2つ目の計画どおりに達成でき、かつ、今後も継続していく事業では、地域内分権推進事業が挙げられます。地域内分権の推進では、その担い手として、小学校区を単位とするまちづくり協議会の設立を支援するとともに、まちづくり協議会拠点施設の整備や特派員制度の創設などを実施し、自分たちのまちは、自分たちでつくるという意識が年々広がりを見せ、地域の自主的、主体的な取り組みにより、地域の実情に合った個性豊かな多様な取り組みが行われているところでもあります。

次に、3つ目の計画どおりに達成できなかったけれども、今後も継続していく事業では、行政評価システムの導入が挙げられます。行政評価につきましては、平成20年度に、庁内の構造改革プロジェクトのアウトソーシング戦略分科会において事務事業評価の制度設計を行い、平成21年度に各グループ1事業を対象として試行的に事務事業評価を実施いたしました。結果的に、本格的な導入には至りませんでした。

ただ、第6次総合計画の基本計画の中で、総合計画の進行管理に行政評価システムを導入し、市民とともに総合計画の実行、評価を行いますと位置づけられていることを踏まえ、第6次総合計画の進行管理を行うツールとして、行政評価システムの導入を図っていく考えであります。

次に、4つ目の状況が大きく変わり、計画どおりに達成できなかったが、継続していかない事業では、職業訓練大学の誘致が挙げられます。勤労者の職業能力を開発するために、衣浦地域職業訓練センターや高浜高等技術専門校、日本福祉大学高浜専門校などと連携して人材の育成に努めるため、研究機関をあわせ持つ4年制の職業訓練大学の誘致を目指しておりましたが、社会経済情勢の変化により、職業訓練大学を本市に誘致する意義が薄れていったことから、事業を廃止することとしたものであります。

以上が、層別された状況ごとの代表的な例でございます。

また、各施策に対する満足度や今後の施策に期待することなどを調査するため、外部評価として市民意識調査を実施し、効果の測定と市民ニーズの把握に努めてまいりました。

市民意識調査の結果であります。部門別計画に対する満足度では、「おおむね満足」と評価

されているのは、快適で自然と共生するまち、安心と人が支え合うまち、ゆとりと生きがいのあるまちとなっており、「やや不満」と評価されているのは、活力とにぎわいのあるまちとなっており。また、「おおむね満足」と「やや不満」が混在しているのは、みんなで創り上げるまちとなっており。

次に、今後の施策に期待することでは、「非常に重要」と「やや重要」を合わせた重要度を見てみますと、交通や犯罪などの安全なまちづくりが90.2%と最も高く、次いで、地域医療体制の充実が89.4%、消防・救急体制の充実が89%、地震や水害などの防災体制の充実が88.4%となっております。

次に、第6次総合計画を策定していく過程で、総合計画審議会や高浜市の未来を描く市民会議などから、第5次総合計画の総括的な御意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

1点目として、第5次総合計画は、専門的な言葉が羅列され、市民にとってわかりにくいので、市民感覚のわかりやすい表現にしてほしいといったこと。2点目として、各小学校区のまちづくりを推進していくための指針である地域計画を総合計画に反映させていく必要性について。3点目として、市長が掲げるマニフェストを総合計画と融合させるためには、総合計画と市長の任期との整合性をどう図っていくのかといったこと。4点目として、第5次総合計画の進行管理では、どれだけ行政サービスを提供したかに重点が置かれ、執行した結果を評価して、次の計画に反映させる仕組みがなかったことから、計画の進行状況を毎年度点検、検証するPDCAサイクルを回すための工夫をしていく必要があるといったことなどが意見として出されております。

次に、2番目の御質問の第5次総合計画の総括の結果が第6次総合計画にどのように反映されているかについて、お答えいたします。

まず1点目として、総合計画とマニフェストの融合を図るため、基本計画の期間を市長の任期に合わせるなどの変更や、各まちづくり協議会が策定した地域計画を基本構想部分に加えることとしたほか、従来のレイアウトを大幅に見直し、見やすいレイアウトで市民にわかりやすい言葉で表現するよう工夫を凝らしております。

2点目は、第5次総合計画では、部門ごとにメニューを列挙するという傾向が強く、目標も設定されていないため、進行管理が徹底されず、計画期間が終了するまで見直しがされないなどの課題がございました。

そこで、第6次総合計画の策定に当たりましては、施策ごとに目標をワンフレーズで表現し、目標が達成された姿を具体的にわかりやすくお示するとともに、戦略的な真の意味での計画行政の実現に向けて、それぞれの施策ごとに、みんなで目指すまちづくりの目標値を掲げ、その達成に向けてアクションプランを策定し、新たに構築する行政評価システムと連動させていながら、総合計画のPDCAサイクルを構築し、成果を重視した市政運営につなげてまいりたいと考

えております。

このため、既に本年4月から部長会において、各部局に係る総合計画の主要事業等についてスケジュール管理を行うなど、進行管理に着手しておりますことを申し添えさせていただきます。

3点目は、第6次総合計画に掲げた施策の決定方法についてであります。施策の決定に当たりましては、第5次総合計画の評価結果や今後の方向性、市民意識調査の結果、マニフェスト事業などの内容を高浜市の未来を描く市民会議にお示しし、各分科会等で御検討いただいた上で、行政としても漏れやダブりが無いかを再度チェックし、その結果を取りまとめて総合計画審議会にお諮りをし、市長へ答申をいただくという作業を行い、その中で重要度の高い施策につきましては、第6次総合計画に反映されているものと考えております。

最後になりますが、自治基本条例の前文では、自治の本来の姿に立ち返り、自分たちのまちは自分たちでつくるという決意のもと、まちづくりの担い手であります私たち1人1人が持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創り上げていくことが大切であるとうたっております。これから、ますます自治体の裁量が拡大され、地域社会の実情に応じた政策をみずから力で立案し、推進していくことが求められる時代となってまいりますが、PDCAサイクルを常に回しながら、さらなる検証を重ね、総合計画に基づいた総合的かつ計画的な成果を重視した自治体運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

〔地域協働部長 加藤元久 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 行政管理部長。

○行政管理部長（大竹利彰） それでは、幸前議員の2問目、高浜市構造改革推進検討委員会報告書について、お答えをさせていただきます。

本市では、持続可能な自立した基礎自治体を確立するため、平成16年5月に、現在、東京大学の名誉教授であられる大森彌先生を委員長として、民間委員14人で構成される高浜市構造改革推進検討委員会を組織し、ほぼ1年の検討を経て、平成17年3月に市長あてに報告書が提出されました。

この報告書では、構造改革の基本理念として、財政力の強化、住民力の強化、職員力の強化の3つのキーワードを掲げ、これらの力を結集させることによって、持続可能な財政基盤の確立と新しい公共空間の形成を目指すというもので、この目標達成のための具体的な方策として5つの改革の柱を設け、これらの目標達成のための推進母体として、副市長をコーディネーターとする構造改革プロジェクトチームを設置し、5つの柱ごとに分科会を設け、各部横断的に全庁体制で取り組んでまいります。

それでは、御質問の構造改革プロジェクトの活動のまとめと総括でございますが、まず、活動のまとめといたしましては、1つ目の柱の組織構造改革では、平成18年度から、組織のフラット

化と職員の効率的活用を目的としたグループ制を導入し、意思決定の迅速化や職員を部に配置し、部内の人事を部長権限で行うことができるようにするなど、グループ内職員の横断的な連携による柔軟な組織の構築や、窓口のワンストップサービス推進のための市民総合窓口センターを新設したところでございます。

次に、2つ目の柱のアウトソーシング戦略では、指定管理者制度導入に関する基本方針を策定するとともに、業務のアウトソーシングに係る外部委託推進ガイドラインの策定や外部委託第三者評価制度を導入し、経費削減だけに固執するのではなく、市民サービスの向上を含めた総合的な効果を視野に入れたものとしております。

3つ目の柱の地域内分権の推進では、地域内分権の担い手として、平成17年度に港小学校区において高浜南部まちづくり協議会が設立されたのを初めとし、各小学校区に5つのまちづくり協議会が設立されております。

4つ目の柱の受益と負担の改革では、補助金交付基準の作成と評価システムを構築し、その評価結果を公表するなど、継続的に補助金の見直しを行う制度を導入するとともに、指定管理者制度における使用料のあり方や特定の人のための事務に係る手数料のあり方を検討した使用料・手数料改革報告書を策定しております。

5つ目の柱の人事・給与制度改革では、頑張った職員が処遇面で報われる新たな人事評価制度を平成19年度から導入し、当初の計画はおおむね達成できたものと考えております。

一方、総括といたしましては、受益と負担の改革では、扶助費のあり方について検討をいたしました。住民福祉を支えるという扶助費の性格から、十分な取り組みにつなげることができなかったと認識をいたしております。扶助費のあり方を考える場合は、地域の福祉力や地域の問題解決能力を高める仕組みを構築する必要があるのではないかと考えております。

また、地域内分権の推進では、現在、全小学校区におきまして、まちづくり協議会が設立されておりますが、その設立時期が異なるなどの理由から、自分でできることは自分で行う、地域でできることは地域で行うという意識の浸透に若干の温度差があるというのが現状でございます。

したがって、今後は、さらに地域内分権の意義やまちづくり協議会の活動などを広くお知らせしていくことが必要であると考えております。

さらに、人事・給与制度改革では、人事制度や組織体制では一定の整備が進みましたが、今後、ますます進む地域との協働に対応するため、職員や庁内体制のあり方、いわゆる全庁的に地域とどうかわっていくのかという仕組みづくりが必要であると考えております。このような新たな課題と申しますか、今後の方向性を見出しております。

いずれにいたしましても、この6年間の構造改革プロジェクトチームの活動は、持続可能な自立した基礎自治体の確立に向けて大きな成果をもたらしたのみでなく、職員の育成の場となったことに間違いはないと考えております。

今後も市民の皆様の声に耳を傾けながら、改革の歩みをとめないという意義を持って行財政運営に当たってまいることがを申し上げ、答弁とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、再質問のほうで、まず、総合計画のほうなんですけれども、今回の第6次高浜市総合計画を策定していく段階でも、未来を創る市民会議を立ち上げて、検討段階から市民の方の意見を幅広く吸い上げてまとめられた結果で実施されてきております。詳しくは、第5次のとき、私も状況はよくわかりませんが、第5次総合計画の策定が行われたときにも、市民の方の意見を聞いて実施されてきたものと考えていますけれども、総合計画の期間が終わった後に、計画に対して実績はどうであったか。どういう過程を経てこういうふうになってきたかということ公表していく必要があるというふうに考えています。

冒頭でも言いましたように、いかに市民の方に納得していただけるかが一番大切なことであり、せっかく努力していただいた職員及び関係者の方の努力に報いる意味でも公表していただく必要があるというふうに考えておりますけれども、総括していただいて、その結果を公表するという事をお考えでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 地域政策グループ。

○地域政策G（岡島正明） 第5次総合計画を総括した結果の公表についてということでございますけれども、先ほど、御答弁の中で申し上げましたように、第5次総合計画の総括につきましては、第6次総合計画を策定するに当たりまして、平成21年3月に取りまとめを行ったものでございます。計画期間満了前のものでございますので、今回改めて、第5次総合計画の総括として、計画期間満了時点での後期基本計画に掲げる主要事業についての達成状況等の取りまとめを行い、その結果につきましては、まとまり次第、ホームページ等を通じて公表してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

公表いただけるということで理解してはいますが、大体目安としていつぐらい、ホームページ等ということをおっしゃっていましたが、やはり、納得いただくというか、ホームページが一番最初なんだろうけれども、広く知っていただくというのが自分たちが努力してきた職員の方に対しても報いる意味でも、こういうことを結果的にはこういうふうになったというのは、説明責任とまでは言いませんけれども、やはり、税を納めている方に対して失礼のないようにするのが義務じゃないかというふうに考えておりますので、逆に言うと、いつごろというのは難しいかもしれませんが、例えば、半年後とか、粗々の目安で結構ですから、ある程度

ことを教えていただくと助かるんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 地域政策グループ。

○地域政策G（岡島正明） 時期の目安でございますけれども、今現在、準備を進めておりますので、半年後の10月決算を終えた状況ぐらいのところ公表させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

すごく楽しみにしているというか、従来、多分、そういうことをやられてきていないと思いますから、今回、自分たちがやってきたことに対して、こういうふうに見ているんだというのは、当局の方の考え方、ここはそれでわかるのかなというふうに思いますので、それがどういう形で変わってきているというのが、やはり、市民の見ている方、税の使われ方でどういうふうに変わってきたんだというのを意識する上で、まず第一歩だというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに考えております。

2問目の構造改革推進検討委員会報告書についても、総合計画と同じように、市民の方に民間から入っていただいて、委員会を編成してまとめてこられて、私も報告書自体は市役所のホームページからダウンロードさせていただいて、きちっとまとまって、当時としては珍しく、目標、期限が切られて、市役所の中でもこういう仕事をされるところもあるんだというふうに意識を持ったぐらいですから、ここはやはり、きちんと終わった後の素直な反省、総括、これを公表いただくと助かるんですけども、そういう御予定はありでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 人事グループ。

○人事G（鈴木信之） 構造改革プロジェクトの活動結果を公表してはどうかという御提言でございますけれども、今おっしゃいましたように、やはり、市民の皆様には行政の取り組みの見える化というんですか、そういったことは必要だろうなというふうに思っております。

したがいまして、この6月中にもホームページのほうで公表していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 少しお願ひというか、欲目ではないですけども、素直にあるものをきちんと出てきた結果、以前から質問の中でも申しましたように、リーマンショックの話ですとか、いろいろ当初計画していたときにはなかったことが起こっております。平成16年にまとめられたときには順調に、基本的には、市役所の仕事のやり方、進め方をどういうふうに見直していこうということで始められたものだと思いますけれども、結果的に、自分たちの自助努力の中で吸収し切れなかったものがたくさんあると思いますので、そういうところは、逆に言うと、結果的に悪かった場合に、こういう事象でこうなったというコメントを入れていただければ、見ているほ

うはすごくわかりやすいと思いますし、その中でも努力してきたんだということがはっきりと見える形の、そういう資料をつくっていただけると、すごく助かるなというふうに考えております。

それと、以前から構造改革推進検討委員会報告書については、継続される意思があるかということはずっとお伺いしていたんですけれども、形を変えてということをおっしゃっていただけけれども、平成22年度、平成23年3月で活動を終わられて、その後、新たにこれにかわるものをとというのが総合計画だと言われればそうですし、そうではない別の切り口でこういうことを継続していく必要があるということで検討されているのであれば、その内容を教えていただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 人事グループ。

○人事G（鈴木信之） それでは、構造改革プロジェクトの活動終了後の取り組みということでございますけれども、今年度から自治基本条例と第6次の総合計画を両輪とした自治体経営が始まっております。

しかしながら、世界情勢や東日本大震災等により自治体の経済情勢というのはますます厳しくなるものと想定いたしております。

そのため、新しい切り口による自発的な変革が求められることになることから、先ほどからお話が出ております、この5月10日に経営改革プロジェクトというものを立ち上げております。このプロジェクトのテーマといたしましては、財政改革と組織改革の2点としております。

まず、財政改革では、財政健全化を図るための中期財政フレームの策定と予算編成手法の見直し、それと税等の収納率の向上、公共資産の管理運用などについて検討をしております。

次に、組織改革では、業務改善による効率化の推進、それから、業務継続計画の策定、それと、人事採用育成システムの改革などについて検討を予定いたしております。

今後とも、極力、交付税や補助金、それから借入金、こういったものに依存しない行財政構造の構築と効率的、効果的な行政組織の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） よろしく願いします。

最後にしますけれども、総合計画のお話と構造改革、また新たに別々に始められるということで、それぞれねらい、目的があって始められることだというふうに思いますけれども、いろいろ手を変え、品を変え、組織を変え、いろいろやられるんですけれども、議員として見ていると、すごく全体が見えにくい。全体の中でどの位置づけでこういうことをやっているんだというのがすごくわかりにくい。どんどん新しいプロジェクトが出てくるんですけれども、花火がどんどん上がっていくんですけれども、これが全体でどういう絵を描こうというのが、私個人だけかもしれないですけれども、見ていて、すごくわかりにくいという感じます。

そういう意味で言うと、総合計画が一番ベースになるんだと思うんですけども、このベースに対して、それをこの位置づけに対して新たに検討していくプロジェクトがどこを補完していくというのが、全体の絵がわかるようなものを示していただくと、個人的にはすごく助かると思うのと、あと、せっかく描いた絵ですから、冒頭にも言いましたように、これからPDCAを回すというふうにおっしゃられているものですから、必ず終わった後に、次につながる総括、反省、これはやっていただかないと、やりっ放しでどこに向かって走っているのかわかりにくいとか、変な方向には走っていないのはわかるんですけども、やはり、どこがどう変わって、どうよくなったということが意識できるようになると、やはり、税金を納めているものにとって、すごくわかりやすいとか、納得させていただくための1つの材料かなというふうに考えておりますので、やったことは、きちんと最後に総括してまとめて公表していく。この仕事のスタイルはどこかで残していただきたいなというふうに考えております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は14時30分。

午後2時18分休憩

午後2時30分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、小野田由紀子議員。一つ、子育て支援について。一つ、福祉行政について。以上、2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

〔16番 小野田由紀子 登壇〕

○16番（小野田由紀子） お許しをいただきましたので、順次、質問をさせていただきます。

初めに、子育て支援について、（1）子育て家庭支援者養成講座の実施内容と今後の効果について、（2）家庭的保育の拡充について。

乳児保育は、現在、大きな転換期を迎えていると言われております。少子化、核家族化、男女共同参画の推進など、社会構造の変化に伴う保育サービス、待機児ゼロ政策や認定こども園のスタートなどの変化とともに、対象となる子供たち自身にも変化が起きていると考えられております。

日本の乳児死亡率は世界一低い値を示し、体の健康上での課題が少なくなったにもかかわらず、発達障がいなどの子供の精神、心理の問題の顕在化や小児虐待、ネグレクトの増加など、新たな問題が山積しております。生育環境の変化による子供の心や体の変化も大きな課題になっております。

テレビやビデオ視聴時間の増加による言語や社会性発達への影響も懸念されています。また、

大人の生活時間の変化に伴って、子供の睡眠時間の短縮や睡眠リズムの乱れが子供の発達に悪影響を与えているという指摘もあります。食生活の変化と食事の西洋化に伴う肥満の増加や食物アレルギーの問題などもあり、さらに少子化で子育て経験が少なく、核家族化によって育児支援を得にくい現代の親にとって、こうした乳児保育をめぐるさまざまな問題は大きな脅威にもなっております。

子供を育てる環境が働く女性の増大ということも含めて大きく変わってまいりました。むしろ劣化してきたことが多いのが特徴と言われております。そのために、育児に負担や不安を感じる親が急速にふえてきており、これらのことが少子化にもつながっているとと言われております。

このようなことから、今後は、社会が総力でサポートしていかなければ、子供が健やかに育ちにくい時代になってきております。子供を乳児期から保育園にゆだねたいという保護者が多くなってきているのも、これらのことに深くかかわっているとと言われております。

今後、ゼロ歳から2歳児保育は、我が国における保育施策の重点の1つになっていくと予想されております。

乳児保育の受け皿として、本市には保育園や認定こども園、家庭的保育がありますが、本日は、家庭的保育につきまして質問をさせていただきます。

家庭的保育につきましては、平成19年12月に一般質問をさせていただきましたが、現在、市内に3カ所あり、家庭的な雰囲気や宅老所等でお年寄りとの温かい触れ合いを含めた異世代交流の場にもなっております。乳児期に最も大切な環境は、安心できる温かで落ちつきのある周囲に守られていると実感できる雰囲気だと思います。まさしく家庭的な雰囲気での保育が望ましいと言えます。

たかはま子育て・子育て応援計画では、平成26年に5カ所に拡充との計画です。前回質問しましたときの御答弁では、無資格者を含めたスタッフの資質の向上とすべてのスタッフを市の認定者へと移行していけるよう、子育て家庭支援者養成講座を実施し、まず、スタッフの養成をしていくということでした。その養成講座の内容や実績、また、今後、本市の乳児保育等にどのような効果が期待できるのか、当局の見解についてお尋ねいたします。

次に、2問目、福祉行政について、（1）生涯現役のまちづくりの今後の取り組みについて。

日本の高齢者人口は、今後増大し続け、高齢社会白書2010年版では、75歳以上の人口は2010年の1,422万人から2015年に1,645万人までふえ、団塊の世代が75歳以上になる2025年には2,167万人となり、2055年には2,387万人に達する見込みです。その割合は、75歳以上の高齢者の総人口に占める割合が2010年の11.2%から2015年は13.1%、2025年では18.2%、そして、2055年には26.5%を占めるようになり、4人に1人が75歳以上ということです。

さらに、独居世帯や老老世帯の増加も深刻です。日本の世帯数の将来推計（2008年3月推計、国立社会保障・人口問題研究所）によりますと、世帯主が65歳以上の世帯のうち、単独及び夫婦

のみの世帯の合計が2005年の851万世帯から2025年の1,267万世帯へと増加しております。

こうした変化を背景に、老老介護や独居老人、無縁仏問題などが社会問題化をしております。さらに高齢化の進展に伴い、介護を必要とする人が急増しており、介護保険制度がスタートした2000年当時の要介護、要支援認定者数は218万人から2009年には469万人と2.15倍の大幅な増加になっております。

地域包括ケア研究所報告書（2010年3月）によれば、2025年には755万人まで増加が見込まれていると言われております。高浜市におきましても、高齢化率が20%を超える超高齢社会が目前に迫ろうとしております。超高齢社会を迎えるわけですが、本市におかれましては、今後、どのような取り組みでこの超高齢社会を乗り切っていくのでしょうか。

本年の3月14日に、NPO法人夢の湖舎が運営する夢のみずうみ村、山口県山口市と防府市にありますデイサービス施設の代表、藤原茂さんの講演会が開催されました。昨年11月7日付の公明新聞にも一面に写真入りで大きく取り上げられ、全国から注目を集めております。私も昨年の1月に視察に行っていました。山口市と防府市2カ所を見学させていただきました。介護の固定概念を揺さぶるようなアイデアと示唆に、ただただ驚くばかり、大規模施設の中で、高齢者の皆さんが本当に生き生きとお元気でにぎやかに過ごされている姿は、今まで見たことのない光景でした。

「夢」1文字だけ車体に大きく塗られた送迎用ライトバンが次々に駐車場に入ってきて、「人生の現役養成道場」という看板のかかった玄関に入ると、階段や傾斜した廊下もあり、バリアフリーとでなく、バリアフリー構造になっており、利用者の方は、その日に受けたいサービスメニューを自分でボードに張ります。メニューは、100以上です。パンづくり、園芸、プール、料理教室、ポパイ（筋トレ）、習字、木工、ちぎり絵、カラオケ、インターネット、うたた寝、ごろ寝、何もしない、ぼーっとするというようなメニューもあります。

ここでは、自己選択、自己決定が大原則です。ボードの高いところに手を伸ばしたり、床に落としたメニューカードを拾う。そんな動作もリハビリの一環として極力自分でやっていただく。ランチはバイキング制で、スタッフは常に近くにおいて、必要なときだけ介助します。午後にはカジノが開かれます。花札、ルーレット、輪投げ、かるた、トランプなどで勝負、掛けるのはお金でなく、みずうみ村だけで通用する擬似通貨ユーメです。ユーメは、みずうみ村でサービスを受けるために必要で、カジノ以外でも、何か課題をクリアすればユーメが手に入ります。筋トレなら50ユーメとか、館内の所定のコースを10周するとか、食事にきちんとマイ茶碗、マイはしをセットするなど、いろいろな挑戦をしながらユーメをふやし、頭や体を鍛えていくのです。ユーメの入った袋を首から提げて、こんなにたくさんたまったよと、とても嬉しそうに自慢気に見せてくれました。銀行もあるそうで、貯金もできるということです。

施設の中を案内し、説明して下さったのは利用者で、脳梗塞で腕に麻痺のある男性の方でし

た。温かい人柄がにじみ出て、やり遂げようという強い意志も伝わってきました。道先案内人は、ユーメをたくさんいただけるから楽しみと伺いました。また、利用者が指導者になって、生き生きと教えている場面もたくさんありました。

みずうみ村のスタッフは、引き算の介護と足し算の介護で柔軟に対応しています。みずうみ村では、本人ができない動作は職員が手を出して介助します。これを足し算の介護と言い、できる動作には手を引きます。また、できそうな動作については、本人のやりたいという意思があるかどうか、よく見きわめるようにして、引きながら見守る。これが引き算の介護です。多くの家庭や介護施設では、どうしても本人の意思と関係なく、すぐ手を出してしまいます。たとえ遅くのんびりした動作でも、時には根気よく見守ってあげることも大切で、本人の自立につながり、お世話より自立が何より大切ということです。

2004年に山口市が行った調査では、みずうみ村を1年利用した人の要介護度が10%回復したという結果も出ております。みずうみ村の藤原茂代表は、体が不自由でも生きがいを持てば、生活、人生は回復できる。自己の選択と決定で自由に過ごすメニューが利用者の意思を引き出していると語っておられました。

みずうみ村のような施設がこの地域にもあったら、高齢者の皆さんはどんなに喜ばれるでしょうか。そんな思いを抱きながら高浜へ帰ってまいりました。

3月14日に開催されました藤原代表の講演会では、地域社会の社会資源と連携した健康維持事業についてお話を伺いました。キーワードは健康、市民と事業者、行政が手と手を携えて取り組む生涯現役のまちづくりですが、高浜で実現できればと期待するものですが、具体的な内容と今後、どのように取り組んでいかれるのか、当局の見解をお尋ねいたします。

これで、1回目の質問を終わらせていただきます。

〔16番 小野田由紀子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

〔福祉部長 神谷美百合 登壇〕

○福祉部長（神谷美百合） それでは、質問の順番とは逆になりますが、小野田由紀子議員の2問目、福祉行政について、（1）生涯現役のまちづくりの今後の取り組みについてお答えさせていただきます。

我が国は近年、平均寿命、高齢者数、高齢化のスピードという3点において、世界一の高齢国家と言えます。日本の少子・高齢化の原因は、出生数が減り、一方で、平均寿命が延びて高齢者がふえているためであり、団塊の世代の皆さんが間もなく高齢者の仲間入りをされることにより、高齢化に一層の拍車がかかり、超高齢社会が進むと見込まれています。

高浜市に目を向けますと、本年5月1日の段階で、65歳以上の高齢者は7,678人お見えになり、総人口の16.9%を占めております。我が国の高齢化率が23%台に突入している現状を考慮すれば、

まだまだ本市は若い世代が多いと言えますが、人口ピラミッドを見ますと、今後、急速に高齢化が進展する見通しであります。

10年後の平成33年には、本市の65歳以上の高齢者数は9,360人に達し、うち75歳以上の高齢者が4,800人にまで膨らみます。つまり、高浜市に住んでいる5人に1人が65歳以上の高齢者、10人に1人が75歳以上の高齢者という超高齢社会が迫ってくるのです。

高齢化という言葉の響きには社会問題のニュアンスを醸し出していますが、長生き自体が問題であろうはずはございません。我が国の平均寿命は、わずか60年前には60歳ほどにすぎませんでした。それを徐々に延ばして世界一の長寿国と言われるように、今日の83歳に到達したのです。つまり、国民の長寿化とは、あらゆる国の発展が志す目標だと言っても過言ではございません。

若年世代が少ない人口構造上のアンバランスは確かに問題だとしても、高齢化社会を実現していることは十分に誇るべきこととございます。年をとっても人生の主演として現役で生きていこうと、生きがいを失わず、人生を謳歌しながら、その人らしく、生き生きと生きられる社会、つまり、生涯現役のまちづくりこそが、真に豊かな高齢化社会のあるべき姿ではないかと考えております。

とはいえ、高齢化の進展は、小野田議員御指摘のように、独居世帯や老老世帯の増加、介護サービス利用者の拡大やそれに伴う給付の増大など、さまざまな課題を包含しています。これらの課題を解決し、超高齢社会を乗り越え、生き抜いていくために、第6次高浜市総合計画の基本目標におきましても、1人1人を認め合い、その人らしく暮らせるまちづくりの構築を目指すことといたしております。

さて、超高齢社会が進む中、夢のみずうみ村の開設者である藤原氏の取り組みは、先ほど小野田議員が御紹介されたとおりであり、そのユニークな手法は全国から脚光を浴びております。施設内に意図的に用意されたバリア、そして、一生懸命にバリアを克服しようとする利用者、あらゆる五感を通して浴び続けるごちゃごちゃ、ごみごみとした感覚の刺激、できないことにだけ手を出し、できそうなことは介護の手を引くという見守りのプロ理論など、どの取り組みも個性的で画期的なものばかりであります。そして、何より、その日に自分が受けたいメニューを100種類以上ある選択肢の中から選択、決定させ、1人1人の意思を引き出していることが夢のみずうみ村の原点になっているようです。この施設を訪れる高齢者の皆さんは、施設内での出来事に1つ1つ感動し、そして、感動の芽が育つことにより、五感の働きが鈍ることなく、むしろお元気になられると伺っております。

そこで、高浜市といたしましては、夢のみずうみ村という施設の中だけで展開されている健康増進・介護予防のプログラムを高浜のまち中をフィールドとして実施するための調査研究を行ってまいりたいと考えております。まち中をフィールドとするイメージでございますが、仮称ですが、健康リハビリ巡礼札所事業として、拠点となる施設を中心に、公民館、図書館、美術館、商

店といった地域の社会資源を1番札所、2番札所、3番札所と称して順番に回る。つまり、巡礼するというものを考えております。それぞれの札所において訪れた高齢者の皆さんに、さまざまな健康増進と介護予防を目的としたプログラムを実施していただき、元気と健康を享受していただきます。札所の数も、いずれは地域に88カ所までふやし、毎日の巡礼のメニューを高齢者1人1人がみずから選択、決定して活動することにより、高齢者の皆さんがお元気になれることを目指します。札所とプログラムを自己選択、自己決定することは、いつまでも自分らしく生きがいを持って暮らし続けることができ、言いかえれば、高齢者の皆さんの尊厳ある暮らしが現実のものになるとも言えるでしょう。

幸いにして、高浜市には、今日まで積み上げてきた社会資源が豊富にそろっております。宅老所、ものづくり工房のあかおにどん、IT工房のくりっく、サロン赤窯、全世代楽習館、ふれあい福祉農園、図書館、かわら美術館など、数多くの社会資源がございます。もちろん、フォーマルな社会資源だけではなく、多くの地元商店や企業、農家などにも参加していただき、健康増進や介護予防につながる多彩なプログラムを実施してまいりたいと考えております。例えば、食事による健康食材の摂取、鬼がわらや陶芸、お豆腐づくりといった体験入門、体験学習、農作物の栽培、収穫、そして、その調理、販売など、健康を切り口にしたプログラムのアイデアは尽きることがありません。加えて、高齢者の皆さんが長年培った経験、技能、能力を活用した新ビジネスやコミュニティビジネスの創出にも期待が膨らみます。特に、地域の高齢者の方が持つ伝統的な調理法、地域資源として継承されるべき伝統料理など、食を切り口にした新ビジネスを構築し、札所として位置づけることも思い描いております。

また、高齢者の皆さんがいつまでも健康で生き生きとした毎日を送っていただくため、今年度からスタートした、いきいき健康マイレージ事業、一昨日の中日新聞でも大きく取り上げていただきましたが、これをさらに発展させてまいりたいと考えております。マイレージ事業は、御自分の健康づくりに励む高齢者の皆さんに対してポイントを付与している事業ですので、札所を巡礼して多彩なプログラムを実践することにより、元気と健康を享受していただくこの活動は、まさにマイレージの考え方にぴったりと言えます。そこで、今後は、マイレージと巡礼札所をうまく織り交ぜて発展させ、高齢者の皆さんの一層の健康づくりにつながるよう、調査研究を行ってまいります。

さらに、高浜の札所を巡ることにより、健康になれる、元気になれるといった情報発信を積極的に行い、事業展開がうまく軌道に乗れば、新たな観光事業の創出にもつながるのではないかと期待しております。

さて、巡礼札所事業の調査研究をスタートさせるに当たり、その第一歩として、来る6月23日に講演会「藤原茂さんを囲んでのトーク&トーク生涯現役のまちづくり」と題して開催いたします。3月14日に開催した前回の講演会も参加された市民の皆さんの関心は高く、目からうろこの

斬新な発想に驚くとともに共感した、地域資源を有効活用し、活気あるまちづくりを展開してほしいなどの御意見をいただきました。

今回は、生涯現役のまちづくりに向けたさまざまな可能性についての講演と、会場にお見えになった市民の皆さんと一緒に、生き生きとした超高齢社会迎えるためのアイデアを出していただく意見交換を予定しています。高齢者の皆さんにとって魅力があり、足が向くような健康増進プログラムを開発するには、藤原氏や市民の皆さんからの御意見やアイデアが貴重なスパイスとなります。この事業は、市民の皆さんと事業者と行政が一緒になってつくり上げていきたいと考えております。

いずれにしましても、超高齢社会は目前に迫り、待ったなしの状況であります。市民の皆さんと事業者と行政が手を取り合って生涯現役のまちづくりを実践し、すべての高齢者の皆さんが、その人らしく生き生きと健康に暮らせるまち・高浜の実現に向けて邁進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔福祉部長 神谷美百合 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、小野田由紀子議員の1問目、子育て支援について、（1）子育て家族支援者養成講座の実施内容と今後の効果について、（2）家庭的保育の拡充についてにお答えさせていただきます。

まず、（1）子育て家族支援者養成講座の実施内容と今後の効果についてであります。本市の家庭的保育事業につきましては、平成12年6月に、「となりのおばちゃん」が1カ所目として、21世紀職業財団の実施する保育サポーター養成講座を受講した皆さんを中心に家庭的保育のグループを結成し、本事業をスタートしていただいております。その後、同年10月に「こっこママ」、翌13年10月に「あいあい」という順に開設し、現在の3カ所での実施となっております。

この家庭的保育事業は、月曜日から土曜日の8時から18時までの間で、6カ月児から2歳児までのお子さんを家庭的な雰囲気の小規模な施設の中で、各定員5名までと少人数でお預かりするもので、併設する介護予防拠点施設の利用者との触れ合いなど、地域の中で子供たちが安心してゆったりと生活できるという環境面を特徴として実施してまいりました。

本市においても、子育て支援施策の1つとして有効な家庭的保育事業のより一層の推進を図る中で、現任保育者の質の向上及び新規保育者を養成することが必要であったことに加え、家庭的保育だけではなく、地域の子育て支援者等の担い手の育成並びに保育所、幼稚園の現任保育士や無資格の補助者に対する乳児保育の知識の向上を図ることを目的といたしまして、平成20年度に子育て家族支援者養成講座を実施いたしました。

本講座の実施に当たっては、子育て家族支援者養成講座の実績が豊富で、受講者には子育て支援者としての認定を行い、各地の地域の子育てを担う人材を養成しているNPO法人あいぽーと

ステーションに委託して実施したものであります。

当時、保育士資格を有しない者を家庭的保育の保育者として養成するノウハウを持った団体、機関がない中で、恵泉女学園大学院教授の大日向雅美氏を理事長に、白梅大学学長の汐見稔幸氏、大妻女子大学准教授の岡健氏等、我が国を代表する乳幼児保育や発達心理学の第一人者の先生方が理事に就任し、講座の企画から講師までを担っておられるあいぼーとステーションは、今後の家庭的保育のあり方として、高浜版の家庭的保育事業に御理解をいただき、本事業の保育者として必要となる知識、技能の習得ができるよう、これまでの支援者養成講座より質の高い保育者の育成を目指した良質の講座としてカリキュラムを一から企画して実施していただいたものであります。

さて、子育て家族支援者養成講座の内容でございますが、平成20年度に実施した第1期の高浜市子育て家族支援者養成講座では、乳幼児保育等の専門家講師による保育の質、乳幼児の体と心、子育て支援の精神と手法、多様な発達・家族への理解と援助、リスクマネジメントなどの講座を9日間で1こま90分の30こまで実施した後、レポートや修了試験を経た上で、合格者には、あいぼーとステーションが高浜版の家庭的保育者としての認定を行うことといたしました。

加えて、認定者には、本講座で習得した知識、技能を継続していただくとともに、家庭的保育所や保育所、支援センター等での子育て支援者として活動している中での疑問などが解消できるよう、バックアップ研修を毎年受講することで、その認定を継続することといたしました。

また、平成20年度の児童福祉法の一部改正時に、家庭的保育事業が児童福祉法に位置づけられたことにより、家庭的保育ガイドラインが平成21年10月に定められましたが、この中で、保育士資格のない無資格者でも家庭的保育の保育者となることができる認定研修の内容が示され、認定研修として子供家庭福祉、子供の身体の発達と保育、子供の健康管理、子供の栄養管理、子供の安全と環境、子供の保育等が研修科目とすることが明示されたことから、平成21年度、22年度に実施した第2期、第3期の養成講座では、これらの内容に基づく講座として再構築をしていただき、9日間19こまのカリキュラムとして実施したところであります。

なお、国の家庭的保育ガイドラインの策定には、前述の岡健氏が策定委員として参加していたこともあり、第1期研修の内容はガイドラインの認定研修に近い内容となりましたが、第1期の講座内容で不足した講座内容については、バックアップ研修で補完して実施をいたしております。

さて、平成20年度から22年度まで実施した子育て家族支援者養成講座の実績でございますが、計74の方が受講され、家庭的保育のスタッフ24人、臨時職員を中心とした保育園、幼稚園のスタッフ21人、一般応募者21人の計66の方が認定され、一般応募の認定者には、いちごプラザや子育て支援サークル等の活動に携わっていただいている方もおられます。

いずれにしましても、今後の子育て支援事業の展開においては、行政が一方的に保育サービスを提供、実施するのではなく、地域でできることは地域の子育て力で広げていくことが重要であ

り、養成講座を通じて質の高い子育て支援者として活躍できる人材を育成することができたことは大きな成果であり、認定者の方は、家庭的保育の保育者としてだけでなく、さまざまな子育て支援の場において活躍される効果が生まれてくるものと考えております。

次に、(2) 家庭的保育の拡充についてであります。近年の女性就労者人口の増加に伴い、多様化する子育て支援が求められる中で、特に3歳未満児の保育ニーズは増加しており、保護者にとって、まだ幼い乳幼児保育のあり方として、大規模施設による集団保育と小規模施設による少人数保育の保育サービスの選択ができるものとして実施しており、高浜市における子育て支援施策の重要な事業として位置づけておりますことから、高浜市次世代育成支援対策行動計画であります。たかはま子育て・子育て応援計画（後期計画）におきまして、家庭的保育事業の実施箇所を現在の3カ所から平成26年度を目標年度に、各小学校区1施設とする5カ所に拡大する計画を立てております。

そのためには、家庭的保育事業を実施する場の拡大に向けた人材を養成することが必要となることから、家庭的保育ガイドラインに事業を実施する前に受講すべきと定められた基礎研修を現任の家庭的保育者の方を対象に、平成23年度、24年度に実施する予定であります。

国庫補助対象とされる家庭的保育事業の保育者は、これまで保育士または看護師資格を有する者に限られていたものが撤廃されましたが、本市の方法のように、グループのスタッフが交代で勤務し、複数で保育を行うものではなく、中心となって保育する家庭的保育者を設置するとともに、保育園を連携保育所として指定し、その支援のもとに事業を行うこと、市からの委託事業とすることなどが必要とされております。

本市といたしましては、今後の家庭的保育の充実拡充に当たり、市の単独事業ではなく、まずもって、国庫補助事業として実施することが安定して継続的な運用ができるものとの考え方から、国庫補助対象となり得るよう制度の見直しに取り組んでいるところであり、今後は家庭的保育のグループの方の意見をお聞きしながら、来年度以降に新たな家庭的保育事業制度をスタートさせてまいりたいというふうに考えております。

また、家庭的保育所数の拡大につきましては、今後、家庭的保育ニーズを勘案しながら検討してまいりますので、御理解願いたいと存じます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

答弁とは順序が逆になりますけれども、初めに、1問目の子育て支援事業についてですけれども、(1) 家族支援養成講座につきましてですけれども、今、御答弁を聞いておりますと、かなり質の高い内容で、スタッフの質の向上に力を注いでこられまして、家庭的保育のレベルアップにつながったのではないかなと思います。

それと、保育園だとか幼稚園の職員も受講されたということでございますので、現場で保育に

大いにお役に立つかなというふうに思います。

人数的には74人の方が受講され、66人の方が家庭的保育の認定者として認定されたということで、これもまた大きな成果につながったと思います。

そこで、少し質問させていただきたいと思います。

先ほど、認定の継続ということで、バックアップ研修を毎年受講するという御答弁でございましたけれども、この内容について、それから、認定証の期間ですけれども、このことについて初めにお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） それでは、まず御質問の認定者に対するバックアップ研修についてお答えさせていただきます。

平成22年度では、1こま1時間30分を9日、9回実施させていただいております。その内容といたしましては、大日向先生によります各子育て支援活動に対する個々の認定者の方に対する助言ということを初めといたしまして、子供の安全と環境、子供の発達、乳幼児の応急手当などの家庭的保育者が保育をする上で必要であろうとする知識や技能に関する、そういった内容をテーマといたしました講座を実施してございます。

続きまして、認定の期間ということでございます。

NPO法人あいぽーとステーションが認定する期間としては、認定から3年間というふうになっておりますが、その間に開催するバックアップ研修を定期的にご受講いただくことで認定そのものが更新されるという今のところの制度となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。3年の期間ということで、期限切れにならないように、しっかりとバックアップ研修を受けていただいて、この認定証の継続をしていただくということだと思います。

それでは次に、2つ目の家庭的保育の拡充についてですけれども、当初の目的でありますスタッフの養成につきましては、66人の方が認定されたわけで、本来ですと、平成26年を目標に、小学校区に1施設に拡大するためのマンパワーの確保ができたわけですから、計画の実施に向けて取り組みがされていくというふうに思っておりました。家庭的保育も平成12年からスタートしまして、はや11年になりました。今後、乳児保育の需要が増加に傾向にありますので、ふえていくと予想されますことから、家庭的保育の役割はとても重要だというふうに位置づけをさせていただいております。

何より、赤ちゃんにとってちょうどいい広さで、家庭的な温かい雰囲気、それから、地域のお年寄りとの交流ができる。そういったことから安心感にもつながりますし、いつも守られているというような、こういったことを実感できるような環境で、ゼロ歳、1歳、2歳児に最適な保育

環境だというふうに思います。利用されている方々からも時々お声をちょうだいしますが、とても安心して預けられ、利用させていただいて本当によかったというお声をちょうだいしております。

国の補助を受けるために制度を見直していくという御答弁でしたけれども、保育所を連携保育所として指定し、その支援のもとに事業を行うというような御答弁でしたけれども、この役割についてお尋ねします。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） 連携保育所の役割ということでございますけれども、家庭的保育事業のガイドラインで示されております役割ということで、まずもっては、家庭的保育者からの相談に応じた必要な助言及び指導を適切に行うための施設であるということ。それから、家庭的保育の保育者が何らかの事情で保育ができない場合に、連携保育所の保育士がかわって代替の保育ができるような形であること。

それから、年齢に応じた、未満児になりますけれども、2歳児等になってきますので、年齢に応じた児童の集団保育の体験が連携保育所でできること。それと、連携保育所において、家庭的保育でお預かりしている児童の方が健康診断、こういったものが実施できるようにすることというようなことがガイドラインで示してありますので、私どもも、今後の補助金をいただく中で、市に設置してあります保育所の中で連携保育所というものを位置づけて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

それから、常々いつもお伺いしているんですけれども、スタッフの給料ですけれども、乳幼児保育というのは、とても責任が伴ってきますし、体力的にも本当に、うちも孫が今2人おりまして、2歳になったばかりの子と、その下が年子でゼロ歳、時々、孫の世話をしなくてはいけないんですけれども、本当に体力が要りますし、へとへと状態なんですよね。

そういったことから、安い時給で働いてくださっているということでございますけれども、この制度の見直し後はどのようなようになるのか、お伺いします。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） 家庭的保育に携わっていただいている保育士の方の賃金についての見直しというような形での御質問だというふうに理解させていただきます。

もともと私どもの家庭的保育事業というのは、子育ての経験を生かした地域の方による子育て支援という取り組みの中で、有償ボランティア的な要素が強い中で始まっておりまして、現在、スタッフの方1時間700円という賃金で保育をしていただいております。

しかしながら、先ほども答弁させていただきましたように、家庭的保育のガイドラインに基づく、いわゆる認定講座等を実施しまして、保育者の方にも専門的な知識、技能を取得して保育に携わっていただいている。また、若い方も認定を受けられた方もたくさん見えると、そういうような中で、現在、国の補助対象となる家庭的保育事業の見直しの1つといたしまして、賃金につきましても、高浜市が保育所等で雇用する臨時職員の賃金、こういったものを参考にしながら、賃金についても考えていきたいということで制度設計のほうを今検討しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

この家庭的保育は、乳児保育の大事な受け皿となっておりますし、全国でもこういった複合施設の中で、高齢者の方や地域の方と交流が持てるような、そういう環境の中で保育されている赤ちゃんがすくすくと育つ環境というのは余りないと思ひます。

こういったことから、今答弁がありましたけれども、今後、安定と継続のため、国の補助を受けることが望ましいかなというふうに思ひます。そんな中で、何よりもマンパワーであります。スタッフの皆様への御理解を十分に得られますように最大限努力していただきまして、前へ進めたいと思ひます。このことは、要望とさせていただきます。

引き続き、2つ目ですけれども、生涯現役のまちづくりにつきまして再質問させていただきます。

私は、夢のみずうみ村という大規模施設を視察に行き、見てきましたけれども、本市の場合は、この高浜市全体をフィールドとして実施するという御答弁でした。幸い、高浜市は13km²というこじんまりしたまちですので、ここをうまく生かして取り組んでいただけたらなというふうに思ひしております。大変スケールの大きい取り組みですので、今後、大いに期待をさせていただきますと思ひます。

この（仮称）高浜版健康リハビリ巡礼札所事業ですが、このことにつきまして、幾つか再質問させていただきます。

先ほど、事業実施に向けた調査研究を行っていくという御答弁でしたけれども、どのような調査研究を行う予定なのか、お尋ねいたします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉企画グループ。

○福祉企画G（磯村和志） まず、巡礼札所事業に参加していただきますのは、要支援、要介護と認定された方や障がいをお持ちの方だけではなく、私どもといたしましては、すべての高齢者の皆さんに参加していただきたいと思ひしております。

したがいまして、お元気な高齢者の皆さんにとっても魅力があつて足が向くようなプログラムを調査研究していかなければならないと思ひしております。

もちろん、市内の社会支援におきまして、どのようなプログラムを実施することが健康増進あるいは介護予防に効果的なのか。高齢者の能力を活用し、どのような新しいビジネス、コミュニティビジネスを構築することができるのか。性別、年齢、介護度の違いによって別々のプログラムを用意させていただく必要があるのか。こういったことにつきましても、市民の皆様、事業所の皆様と一緒に調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

やはり、行政だけではなく、最初から市民や事業者を巻き込んでということは、すごく重要なことだと思います。

それで、高齢者の皆さんが市内に設けられました札所を巡礼していただくわけですが、夢のみずうみ村では大規模施設でしたけれども、これは徒歩ですが、市内全域だと、かなり広い範囲になりますけれども、この移動につきましてもどのような考えをお持ちなのか、お伺いします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉企画グループ。

○福祉企画G（磯村和志） 札所の巡礼につきましては、徒歩はもちろんでございますけれども、自転車やいきいき号の活用あるいは名鉄電車の活用、こういったことを考えております。これは、将来的に私どもが札所の数を市内88カ所までふやしていきたいという思いがあるからでございます。高浜市内は13km²ではございますけれども、吉浜北部から高浜南部まではかなりの距離がございますので、公共交通機関も活用した巡礼のイメージを描いておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それと、この健康リハビリ巡礼札所事業ですが、将来的に行政がずっと担っていかれるのか、そのことについてもお伺いします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 巡礼札所事業につきましては、システム化されて稼働が始まるまでは行政が主導で行っていきたくております。

ただし、将来的に、NPO法人ですとか、民間事業所等がやりたいということであれば、それも検討していきたいというふうに考えております。

いずれにしても、事業を構築していく段階から市民や事業者の皆さんを巻き込んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。高浜のまちは、文字どおり、福祉のまちとして全国に

名前を知られております。今後、健康リハビリ巡礼札所事業が吉岡市長のリーダーシップのもと、進められていくわけでございますけれども、さすが福祉のまちと言われるように全力で取り組んでいただきたいと思います。

最後になりましたけれども、吉岡市長の決意をお伺いしまして、私の質問を終わらせていただきしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 市長。

○市長（吉岡初浩） 福祉の事業に限らず、私は、事業は半分以上は気持ちじゃないかなと思います。気持ちの入った事業は、本当に受けていただく方の心に届くんだろうというふうに思います。

とりわけ、こういう福祉の事業というのは、まさにそういうわけで、藤原先生のお気持ちは、本当に高齢者の方の、利用者の方の側に立ってお考えになっているということで、私も非常に感銘を受けています。市内でやる、まず調査事業ですので、一気に事が進むとは、私も思っておりません。市内の商店の方や施設は、それぞれお客さんが来てほしい、利用者の方に来てほしいという思いで運営されております。その利用者の方や、それからお買い物に来られる方たちが寄れるような、そして、利用できるような仕組みづくりをすれば、おのずと皆さんが巡礼をしていただけるのではないかとこのように思いますので、積極的に、この調査研究を進めて、利用者の方にとって、そして、施設を運営されている側、そして、商店の方にとってメリットのある事業になるように考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は15時30分。

午後3時20分休憩

午後3時30分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番鷺見宗重議員。一つ、防災行政について。一つ、教育行政について。以上、2問についての質問を許します。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 議長の許しを得ましたので、質問をいたします。

東日本大震災から3カ月がたちましたが、死者・行方不明者2万3,000人以上、避難所には9万人以上の被災者、住宅、商店、工場、農地や漁港、漁船も根こそぎ破壊された被災地の現状は、

今なお深刻です。被災者と国民に国がどのような役割と責任を果たすのかが問われています。日本共産党は、菅総理に対して、3月31日に被災者支援復興原子力エネルギー政策の転換を東日本大震災に当たった第2次提言を行っています。当市においても、去る3月14日に、吉岡市長あてに大震災を被った地域への救援救助に万全を期すとともに、今後求められる復旧活動支援など、要請に積極的にこたえること、支援物資の援助など市民の志が有効に活かされる体制を整備すること、市内公共施設の耐震化を急ぐとともに、津波対策として市内防潮堤の見直し、民間建物の耐震化対策の予算をふやすなど、防災対策を強化することの緊急要請を行ってきました。

さて、被災地への乗り入れや受け入れ体制が整いつつある中、日本共産党は岩手県、宮城県、福島県の3県に全国からボランティアに入っています。この活動に、私も5月20日から22日に現地に出かけて参加しましたので、少し紹介したいと思います。

5月19日の夜、車で出発して、到着までには10時間かかりました。宮城県亘理町のイチゴ農園にて、20日、21日はヘドロ出しです。その地区においても、2人お亡くなりになっておりますが、その中でも何とか再開しようと頑張っているイチゴ農園組合のお手伝いです。昼の休憩には、海岸方面に見に行きました。その光景は、高速道路の土手にせきとめられたごみが散乱していました。松の木や船など、大きなごみを集めるための重機が点々として、小学校も平日にもかかわらず、だれもいませんでした。余りにも広大な田んぼに津波が襲ったことがわかります。こういった光景が福島から青森まで続くと思うと、私がやったボランティアなどは米粒より小さいものに思えてなりません。

また、22日は、名取市において、救援物資の無料配布です。野菜、日用品、衣服など、生活に欠かせないものです。車が流され、買いに行こうにも足がなく困っていたところです。助かりましたと住民の話が聞けました。名取市の市議員によると、避難所ばかりに救援物資が集中していて、自宅避難者までは支援が行き届かないと言います。こういった状況を見て、以下の質問をいたします。

第1、防災行政について、地域防災計画についてです。

地域防災計画については、大変な御苦勞をしてくられたと思います。地域防災計画に目を通してみますと、地震及び被害の想定では、想定地震等として東海地震、濃尾地震の再来、三河地震の再来と、3点の連動した地震と想定されていません。東海地震については、平成13年の中央防災会議が決定した震源域とするものとしています。今回の東日本大震災は、マグニチュード9と報じられています。東海地震、東南海地震、南海地震、3点連動して起きた場合の想定がありません。人命を守る点では想定外は問題であり、想定については、命に係る問題であるならば、大学や気象庁などの協力も得られると思います。想定の変更をして、高浜市独自で地域防災計画の見直しが必要ではないでしょうか。

防災行政の2問目です。避難所の指定の見直しについてです。

現在、避難所に選定されている施設、公共用地のうちで、液状化の可能性が高い地域にある洲崎公園や津波が堤防を越えた場合、避難してきた人に危険が及ぶ東海会館、港小学校、安立荘などがあります。田戸町のある人は、洲崎公園に行くより自分の家にいたほうが良いという人もいますし、堤防の近くの人には、堤防が津波に耐えても、海水が逆流して、結局、水浸しになるという人もいます。速やかに避難場所、避難所の指定については見直しが必要と考えます。適当な公共用地がない場合、民間の用地を避難場所として、高層の建物を災害時に避難所として使えるよう防災協定を結んで指定する考えはありませんか、お答えをお願いします。

3つ目として、液状化対策です。

千葉県のディズニーランドも液状化により一定期間、休園になりました。広範囲に液状化した場合には、ライフラインの復旧にも時間がかかります。既に、高浜市被害想定で液状化する地区はわかっているはずですが、衣浦大橋周辺も、液状化の可能性が極めて高い地域になっています。田戸町の一部もそうです。また、東海会館、港小学校も液状化の可能性が高い地域になっています。

高浜市において、液状化対策は目に見えてきません。どのようになっているのか、お答えください。

4つ目です。防災マップについてです。

平成22年3月作成になっています。また、別のハザードマップについては、平成16年8月31日公表となっています。津波の場合の標高差を記載するなど、もっと充実したマップをつくる必要があると考えます。計画について答弁を求めます。

5つ目です。東日本大震災に関する緊急要請書について。

日本共産党市議団が3月11日の東日本大震災の直後、3月14日に東日本大震災に関する緊急要請書を市長あてに提出いたしました。3点について、今日までの高浜市の取り組み内容について答弁を求めます。

6つ目、ボランティア派遣について。

さきの報告から、宮城県亘理町から仙台市若林区までも広大な田園地帯です。被災地に必要なことは人出です。高浜市においても、何とかしてしてあげたいと思う方がたくさんいると思います。ボランティアに行こうにもお金がない方が多いのではないのでしょうか。私の場合、3泊の宿泊費と交通費などで3万円でした。一般の人には大変な負担です。既に、愛知県大口町では1人1回、1週間程度で、参加費は1人1回5,000円の自己負担で募集をかけたところ、すぐに30人以上の申し込みがあり、定員がいっぱいになり、募集を打ち切っています。高浜市でも、独自に被災地支援のボランティアを派遣する制度が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

また、常駐する職員やボランティアさんたちはかけがえのない経験をされ、高浜市にとっても災害ボランティアの専門家を育成できると思います。

大きい2つ目の教育行政についてです。

高浜小学校の北校舎の雨どいのパイプからと校舎のつなぎの部分から雨漏りがしており、早急に改善する要請を受けています。市民の話によれば、3階の3年生の児童の中にはふざけて頭を濡らす児童もいることや、濡れたことで、秋から冬にかけては児童が風邪をひくことなど心配しておられました。

また、現場を見たところ、つなぎの部分は3階の廊下からつたい、2階に雨漏りしていました。これでは、校舎にも影響があるのではないのでしょうか。60年の耐用年数とされていますが、もたないことも考えられます。教室の廊下なので、子供の安全確保を図る上でも早急に補修して、教育環境を整える必要があると考えますが、お答えください。

最後に、市民にもわかるような言葉で答弁をお願いいたします。

質問を終わります。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

〔教育長 岸上善徳 登壇〕

○教育長（岸上善徳） それでは、順番が逆になりますが、鷺見宗重議員の2問目、教育行政について、（1）校舎の雨漏りについてお答えいたします。

本市における学校施設は、昭和35年に高浜小学校の南校舎の建設を初めとして、以降、小・中学校7校を順次建設してまいりました。

とりわけ、近い将来起こると言われております東海地震及び東南海・南海地震への懸念がされ、子供たちが安全で安心して学べる教育環境としましては、平成15年度から平成17年度にかけて翼小学校を除く6小・中学校の校舎及び体育館の耐震補強工事を行ってまいりました。また、平成20年度には、高浜小学校、吉浜小学校において、渡り廊下の耐震補強工事を実施し、耐震化率は100%となっております。

その後も必要に応じて対処をしており、高取小学校では、平成19年度に12月補正予算での議決をいただき、南校舎の外壁改修工事を、平成20年度には体育館改修工事を実施いたしております。

また、平成21年度には吉浜小学校の北校舎の外壁改修工事を、高浜中学校におきましては、南校舎の給水管改修工事を実施いたしております。さらに、同年度の9月補正予算での議決をいただき、本年7月にアナログ放送が終了することに伴い、7小・中学校に設置してあるアナログテレビを地デジ受信に対応させるための小・中学校デジタル放送対応工事を実施し、教育環境の整備も図ってまいりました。

平成22年度では、吉浜小学校北校舎において、防水層の劣化による雨漏り対策を図るための屋上防水工事を、高浜小学校においては、北校舎の高架水槽の劣化に伴い、受水設備改修工事を実施いたしております。

本年度は、吉浜小学校において、緊急時の素早い対応を図るため、インターホン設備改良工事の実施を予定しており、安全で安心な学校づくりに努めているところでございます。

このように、校舎の改修や老朽設備の更新につきましては、各学校からの要望に基づき進めているところであり、教育委員会といたしましても、現場を確認するとともに、学校現場と協議をしながら常に児童・生徒の安全を最優先に改修等を実施してまいるとというのが基本スタンスであります。

また、学校施設の老朽化に伴う小規模な修繕につきましては、各小・中学校に対して、学校からの要望に基づいて予算を配当し、各小・中学校が迅速に修繕を実施できるような体制をとっております。

そこで、お尋ねの高浜小学校北校舎2階、3階廊下の雨漏りについてでございますが、御案内のとおり北校舎南の廊下は開放型の廊下となっており、風向きによっては少しの雨でも廊下が濡れてしまう状況となっております。業者にも調査をさせましたところ、屋上防水層の劣化により廊下側の一部に雨漏りを生じており、応急処置は難しく、屋上全体の防水工事が必要であるという回答を得ております。幸い、雨漏り箇所が廊下ということで、児童の学習面における直接の支障はなく、現時点では緊急に修繕を実施する考えはございません。

現在、教育委員会では、学識経験者、市民、保育園の保育士、幼稚園、小・中学校の教諭等をメンバーとした教育基本構想策定委員会を組織し、教育基本構想の策定に向けて取り組んでいる最中でございます。その中で、小・中学校の施設につきましては、老朽化による傷みも生じてきていることから、耐用年数を順次迎える小・中学校の建てかえ問題だけでなく、建てかえに至るまでの延命策としての大規模な修繕、改修を実施する必要があるということを議論いたしております。

御指摘の箇所につきましても、今後の議論の中で、どういった改修が必要であるかが検討されるものと考えております。

なお、今後も緊急を要する工事、修繕が生じた場合におきましては、補正予算での対応をお願いしたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔教育長 岸上善徳 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） それでは、答弁の順番が逆になりましたが、1、防災行政についてお答えいたします。

（1）地域防災計画について、（2）避難所の指定の見直しについて、（3）液状化対策について、（4）防災マップについて、（5）東日本大震災に関する緊急要請について、（6）ボランティアの派遣につきまして、順番に回答させていただきたいと思いますが、初めに、本日午前中の北川議員の御質問に対する答弁と一部重複する箇所がございますので、そのことにつきまして

では御了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

まず初めに、御質問のありました東海地震、東南海地震が連動して発生した場合における被害想定につきまして答えさせていただきます。

マグニチュードは8.2、震度は6強、死者数は約30人、全壊するおそれのある建物は約1,200棟、避難所生活者数は約8,900人と現在では想定されております。

地域防災計画の見直しにつきましては、ただいま答弁させていただきました想定に基づいて被害状況が作成されておりますが、今回の東日本大震災における被害状況は、従来の想定をはるかに超えるものであったことから、本市といたしましても、国や県に対しまして、今回の震災状況を踏まえ、現在、想定されている地震の想定や新たに東海・東南海の三連動の地震に対しましても被害想定を素早くやっていただくように要望しております。

今後、政府の中央防災会議におきまして被害想定が見直され、愛知県の地域防災計画の中でも見直しが行われた場合につきまして、本市の地域防災計画も見直してまいりたいと思っております。

また、高浜市独自の被害想定のある方についてというお問い合わせですが、現在、中央防災会議にて、東北地方・太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会というものが設置されております。専門調査会での検討課題として、今回の地震の起こり方、津波被害の把握、それから、今回の津波の被害の分析に加えて、今後の地震動の推定、被害想定のある方について検討されております。その検討結果が、今後改定されます防災基本計画に反映されることになっておりますので、本市としましても、専門調査会の検討結果を踏まえた防災計画並びに年内に見直しが予定されております県の地域防災計画に基づきまして見直しを図ってまいりたいと考えております。

続きまして、避難所の指定の見直しについてお答えします。

先ほど、御質問のありました洲崎公園、東海会館、港小学校、安立荘の4カ所につきましては、現在、高浜市地域防災計画におきまして指定避難所に指定してございます。

まず、液状化の影響があるとの御指摘がありました洲崎公園につきましてお答えいたします。

市内全域の液状化につきましては、平成14年度に愛知県防災会議地震部会の被害予測をもとに作成しました高浜市被害想定の中で、市内全域を500mメッシュ、500mの四角で区切り、高浜市を70分割した東海地震、東南海地震が連動した場合における液状化の判定の結果を公表しております。

洲崎公園につきましては、分類の中では液状化の可能性が極めて高い地域になっておりますが、この地域のうち18%が液状化の可能性があるということですので、この区域に指定されている場所がすべて液状化の地域になるということではございませんので、その点を御了解いただきたいと思います。そのため、18%の可能性はございますが、現在、地域の

広場避難所として指定しております洲崎公園につきましては、現在の被害想定のもとでは解除する予定はございません。

続きまして、津波の被害の影響があると御指摘のありました東海会館、港小学校、安立荘につきましては、現在、東海・東南海地震が連動した場合の被害想定では、津波の高さは1から2mと想定されております。この津波対策としまして、高潮防潮堤や防潮扉を閉鎖することで対応できると考えております。

しかしながら、今回の震災におきましては、津波による被害が甚大であったことから、今後、津波の被害想定が変更された場合におきましては、市内の避難所の見直しを行い、災害別に対応できる避難所ごとに分類をしていきたいと思っております。また、防災マップにつきましても、分類した避難所を表記してまいりたいと考えております。

続きまして、液状化対策についてお答えさせていただきます。

先ほどの答弁と重複いたしますが、東海地震、東南海地震が連動しておきた場合、高浜市の被害想定におきましては、約8割の地域では液状化の危険性は極めて低い地域となっておりますが、南西部や北西部の沿岸部には液状化の危険区域が予想される区域がございます。

一般的に液状化対策としましては、地盤の液状化抵抗を増大させる対策と、地盤はそのまま基礎構造物を強化する対策がございますが、こちらの工法につきましては、液状化対策として効果的な面もある一方で、莫大な費用が必要となります。

また、一般住宅に対する液状化対策として有効とされているものは、地盤改良が最も有効な方法とされております。そのためにも、あらかじめ液状化の可能性があることを予測した液状化マップを市民の方に配布、情報提供することなどで周知を図ることで液状化対策の有効的な1つの手段になり得ると考えており、液状化の判定状況におきましても、平成15年度に高浜市被害想定を作成しました。その被害想定の結果につきましては、冊子や公式ホームページにおいて公表しております。

本市としましても、液状化対策につきましては、現在、愛知県において専門家を交えて、津波と液状化の対策について検討されているとお聞きしておりますので、愛知県の検討結果を参考にしたいと思っておりますし、その検討結果に基づきまして避難所等の見直し等も再度検討させていただきたいと考えております。

続きまして、防災マップについてお答えします。

現在の高浜市防災マップは平成22年3月に作成したものであり、被害想定につきましては、三連動地震ではなく、東海地震、東南海地震が連動して起こった場合における高浜市の予想震度、危険度マップ、避難所などを表示してございます。

しかし、今回の震災における地震の規模並びに津波による被害は従来の被害想定をはるかに超えるものであり、本市としましても、現在想定されている震災の被害分析を参考に、新たに東

海・東南海・南海の三連動地震による被害想定を要望しております。

県は、年内に地域防災計画の見直しを予定しているとのことですので、本市におきましても、政府の中央防災会議、県の地域防災計画の被害想定が変更された場合につきましては、高浜市の地域防災計画の見直しのみならず、変更された被害想定に基づきまして、避難所の高さの表記なども含め、防災マップの内容も見直してまいりたいと思っております。

続きまして、東日本大震災に関する緊急要請についてお答えいたします。

議員も御存じのとおり、今回の東日本大震災の被災地への本市の支援活動につきましては、この前、行われました自転車の搬送のように、被災地と連絡をとり、既に実施しております。

また、支援活動内容につきましても、高浜市広報及び高浜市公式ホームページにて公表しております。

本年3月14日に、日本共産党高浜市議会議員団からの御要望のありました東日本大震災に関する要望書の1点目、大災害を被った地域への援助救援に万全を期すとともに、今後求められる復旧活動支援などの要請に積極的にこたえることにつきまして、お答えいたします。

高浜市としましては、職員の被災地へ派遣などの人的支援、それから、皆様から御提供いただきました物資や自転車などの物資支援、義援金の募集などを既に実施しております。

まず、人的支援につきましては、愛知県市長会からの派遣要請に基づきまして、罹災証明の発行事務を行うため、4月に職員1名を宮城県仙台市のほうへ派遣しております。また、被災者の健康相談や健康チェックのため、来月ですが、保健師1名を岩手県遠野市のほうに派遣する予定でございます。

続きまして、物資支援につきましては、3月23日から28日まで、高浜市エコハウスにて、市民の皆様や企業から御提供いただきました乾パンや粉ミルクなど支援物資7品目を愛知県を通じまして宮城県のほうに搬送いたしております。

また、3月29日には、市が備蓄しておりましたアルファ米3,600食分も、愛知県を通じまして宮城県のほうに搬送いたしております。

4月7日には、本市が加盟しております福祉自治体ユニットから福島県二本松市への物資支援の依頼がございました。その依頼に基づきまして、県内加盟自治体と合同でカップめんやレトルト食品などの物資支援を行い、同時に職員1名も現地のほうに派遣しております。

また、被災地からのニーズで、被災者の足として要望が高かった自転車につきましては、5月7日から5月22日まで、同じく高浜市エコハウスにて募集いたしました。市民から御提供いただきました自転車をチャレンジサポートたかはまのチャレンジドが汚れを落としたり、空気入れて空気を入れていただいたりし、市内の自転車組合の方にも御協力いただきまして自転車の整備等を行い、搬送につきましても、愛知県トラック協会西三支部碧南部会の皆様に御協力いただきまして、職員4名が岩手県大船渡市へ派遣され、自転車を120台お届けすることができました。

続きまして、2点目の支援物資の援助など、市民の志が有効に生かされる体制を整備することにつきましてお答えいたします。

本年4月1日に、被災地への人的支援、物資援助だけではなく、被災地から高浜市へ避難されてこられた被災者の受け入れに素早く対応するために、高浜市東日本大震災被災地域支援対策本部を設置いたしました。この支援対策本部におきましては、物資支援のみならず、被災者の受け入れにも対応しているところがポイントでございます。

3点目としまして、市内公共施設の耐震化を急ぐとともに、津波対策として市内防潮堤の見直し、民間建物の耐震化の予算をふやすことなど防災対策を強化することにつきまして、お答えさせていただきます。

市内の公共施設につきましては、順次、耐震化に努めてきているところでございます。

また、津波対策としまして、市内の防潮堤の見直しについてですが、防潮堤の管理者は愛知県であることから、津波の被害も、現在、愛知県で被害想定が見直しをされております。津波被害の想定が見直された場合につきましては、県あるいは関係機関のほうと協議をいたし、防災対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、民間建物の耐震化対策の予算につきましては、国庫補助、県費補助を活用しまして、木造住宅の無料耐震診断及び平成15年度からは耐震改修補助を実施しております。

今年度におきましては、住宅耐震改修補助の申請件数が当初予算に対しまして、既に募集のほうを超えておりますので、愛知県に対しましても追加要望をするとともに、今回の6月補正予算におきまして10件分の増額補正予算を計上するなど、耐震化の推進をしております。

最後に、ボランティア派遣についてお答えいたします。

愛知県社会福祉協議会では、各市町村社会福祉協議会などが被災地でのボランティア希望者に対して適切なコーディネート業務が行えるよう、社会福祉協議会職員を派遣対象者といたしまして、岩手県大船渡市及び陸前高田市での現地活動を行っております。本市の社会福祉協議会でも、若手職員を6月5日から8日までの4日間、現地活動に参加させ、そのコーディネート業務を実地にて学んでまいりました。

このように、愛知県社会福祉協議会においても、現段階では、一般市民のボランティア希望者に対するコーディネート業務は行ってはおらず、体制づくりの段階であると理解しております。

一方で、本市におきましては、高浜市商工会青年部とそのOBの皆さんが中心となりまして、6月24日に岩手県大船渡市に向けて出発し、ボランティア活動をされて、同月26日に戻る予定であると聞いておりますが、高浜市が独自で一般市民のボランティアを被災地に派遣またはコーディネート業務を行うことは現段階では考えておりませんので、御理解いただきますよう、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 地域防災計画の想定については、北川議員とダブる部分がありますので再質問はいたしません。

第2問目の避難所の指定についての見直しです。

避難所、避難場所が水害、地震、津波など、災害別に避難所が違っていませんか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 御質問のありました現在の避難所につきましては、地震防災マップのほうに掲載させていただいておりますが、現時点では、災害ごとの避難所という形にはなっておりません。ですので、先ほどの御答弁の中でも答えさせていただきましたが、今後、被害想定の見直し等がございました場合につきましては、災害等ごとに分類いたしまして、表示のほうをさせていただきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先日、若い人たちの集まりに行ってきました。避難所の話題になり、どこに逃げたらいいのかわからない人も多くいました。市民に事細かく知らせる必要があるのではないのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 今の御指摘の件につきましては、今年度の総合防災訓練におきまして、1次訓練ですね、町内会、まちづくり協議会を主体としました、まず、地域での拠点における訓練を重視していきたいと考えておりますので、その点で、御指摘のありました避難所等についても、地域の市民の方に周知徹底のほうをやっていきたくと思いますし、また、市としましても、そういった町内会の総合防災訓練のほうの打ち合わせ等も積極的に参加し、PR等をしていきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） もう1点、視点を変えて質問いたしますが、安立荘や南部保育園などと防災協定がされているのか、お聞きしたいんですけども。これは、避難所に指定されているということなので。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 防災協定につきましては、安立荘と南部保育園につきましては、避難所の指定に関しましては協定を結んでいますが、防災協定につきましては、個別には結んでおりません。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 例えば、避難してきた人が、園長先生やほかの人が聞いていないということであると、問題ではないのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 協定は結んでおりませんが、避難所として指定してあることは両施設とも既に把握しておりますし、既に場所によりましては避難所として利用しておりますし、今回の水防訓練におきましても訓練のほうを実施しておりますので、そういったことはございません。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。要点をまとめて、しっかり質問していただくように、よろしく願いいたします。

○11番（鷺見宗重） それでは、3つ目の液状化対策についてです。

千葉県の浦安市では、液状化により下水道の配管が壊れて、汚水を下水に流せなくてトイレに困っていると聞きます。こういった場合の対策として、糞尿を凝固材で固めてごみに出すことができる凝固剤もあります。このような防災対策の考えはありませんか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（杉浦幸七） 具体的なその点については、まだ私は知識を持っておりませんので、調査し、検討する材料とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 対策についてですけれども、国土交通省の研究機関、国土技術総合研究所が大がかりな実験をしています。住宅が建ったままでも行える宅地地盤の液状化対策の技術の開発です。パイプを家の周りに埋め込むなどして、空気を微小の気泡にして、その気泡を含んだ水を地盤内に注入することで液状化を食い止めるものです。実用化はまだですが、実用化には高度な技術は必要ありません。その工事そのものも、比較的簡単とのこと。国土技術総合研究所に問い合わせたいかがですか。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 液状化対策といたしましては、今、議員のおっしゃられた方法のほかに、先ほども答弁させていただきましたが、サンドコンパクションパイル工法とか、基礎杭工法だとか、さまざまな工法がございます。

ただ、この点につきましては費用がかかるという問題でもありますし、先ほど、議員のおっしゃられた工法につきましても、まだ実用化が検討されている段階ですので、その点につきましては、さまざまな工法がありますので、今後、いろいろと検討していきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） そういった上でも、専門家を含めた対策会議が必要だと考えますが、そういったものを設けて設置して対策に当たってはいかがでしょう。考えはありますか。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 今御指摘のありました高浜市独自で専門家を交えての対策会議とい

うことですが、液状化のみならず、今年度、愛知県のほうで確認を既にさせていただいておりますが、県のほうで県内の液状化につきましても、専門家を交えて専門委員会を立ち上げておりますので、その専門委員会での検討結果を参考に、また再度、液状化の判定につきましても、既存のものを修正してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 次に、東日本大震災に関する緊急要請についてです。

要請書についてですが、受けていただいたまま、前副市長の後藤さんですが、5月11日に回答を求めましたが、要請書が見つからないと。見つからなかったのは、なぜでしょうか。お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 今御指摘いただきました要請書につきましては、3月14日付に日本共産党高浜市議会議員団として受理させていただいておりますが、震災直後、被災地支援等の事務の関連もありましたし、前任者等の事務の引き継ぎの関連で要望書が引き継ぎをされておりましたことにつきましては、まことに申しわけございませんでした。

しかしながら、要望書に記載されております要望内容につきましては、3月11日、震災直後に、要望書以前に、既に義援金の受け付けを開始するなど、本市といたしましても、被災地への対策は既に行っておりますし、回答はおくれましたが、5月23日付で回答させていただきましたので、その点につきましては御容赦いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） わかりました。

次に、項目の第2項目、東日本大震災被災地支援対策本部を設置したとありますが、何をしてきたか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） ただいま御質問のありました東日本大震災被災地支援対策本部の活動状況についてですが、支援対策本部につきましては、被災地への支援が継続的、長期的に今後必要となるということや、被災地から高浜市のほうに避難されてこられた方々への対応を各市役所のグループごとにやるのではなく、まとめてやったほうが効率的、かつ迅速的に行えると考え、4月1日に市長を本部長、副市長を副本部長としまして、各部長を本部員とした支援対策本部を設置しております。

支援対策本部につきましては、被災地への職員派遣を行う職員派遣チーム、それから、皆様からお預かりさせていただいた支援物資などを現地へ送る物資支援チーム、それから、被災地から高浜市へ避難されてこられている方の生活支援を行う被災者受け入れチームの3つに分けて活動をさせていただいております。事務局である危機管理グループが被災地と連絡をとりまして、物

資支援等につきましては、支援内容の変化に対応するため、横断的な対応がとれるような体制としております。

本部の活動状況につきましては、部長会終了後に、支援対策本部会議を開催し、被災地からの要望とか人的・物的支援、避難されてこられた方の状況などについて報告し、全庁的な情報共有を図っております。

支援の具体的な活動につきましては、物資支援チームと職員派遣チームが一体となりまして、先月末ですが、岩手県大船渡市のほうに自転車120台の物資支援を行いました。また、地域福祉グループや保健福祉グループと協力いたしまして、被災者受け入れチームのメンバーが被災地から高浜市へ避難されてこられた方の御自宅を訪問し、各種手続の説明や困っていることがないかなどを確認して、情報共有できるように世帯カードを作成して管理しております。

また、愛知県などからの支援物資の情報提供があった場合につきましては、各世帯ごとに連絡をさせていただきまして、希望者に対しましては、生活物資や寝具セットなどをお届けするなど、被災地から避難されてきた方に対しましても随時対応をしているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 何世帯ぐらいでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 1次避難を踏まえまして、最大5世帯の方がお見えになりましたが、6月3日現在で2世帯、7名の方がいまだ高浜市のほうに避難されておりますが、そのうち1世帯の方につきましては、住民票のほうを異動しておられますので、実際の被災地からの方につきましては1世帯になっております。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 前後して失礼ですけれども、義援金について1,100万円集めていますが、それはどうなっていますか。市民が納めた義援金です。市民も聞きたいところではないでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 市民の方からお集めいただいた義援金につきましては、日本赤十字のほうで集めた義援金につきましては、私ども地域福祉グループのほうから日本赤十字の愛知県支部のほうに、その都度、送金しております。

また、社会福祉協議会のほうがやっております中央募金会の義援金につきましても、社協のほうでお集めいただいて、その都度、中央募金会のほうに送金いただいている状況でございます。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 被災者に赤十字から滞っているという報道がありまして、早く渡るように要望してはいかがですか。

○議長（鈴木勝彦） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 多分、赤十字のほうも大変な義援金の量がかなりのものであるみたいでして、その辺で、やはり、事務が滞っているような状況でございますので、こちらから要望してどうにかなるということでもないのかなと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 6番目のボランティアについてですけれども、先ほどの質問の中にもありました大口町の例を出しております。大口町の経験というか、そういうものを聞いてはいないのですか。お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 人事グループ。

○人事G（鈴木信之） 大口町の状況につきましては、若干、承知いたしておりますけれども、大口町では、被災地でのボランティア活動の声が町民の方から上がっていたことに加えまして、丹羽ライオンズクラブ、丹羽郡のライオンズクラブなんですけれども、こちらのほうから被災地は遠方であり、支援活動は継続するため、住民の支援活動を支援したいということで、大口町社会福祉協議会に100万円の寄附がなされたと。こういったような背景があったと聞いております。

したがいまして、若干、本市と状況が異なっていることから、本市独自の市民に対するボランティア派遣、それと、コーディネート業務、こういったことにつきましては、現段階では1回目の答弁で申し上げたとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 次に、教育行政です。

先ほども言いましたけれども、大変困っているのではないかとこのことを言っているんですけれども、予算をつけてでも早急にやる必要があるのではないかと思われますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 早急に予算をつけてでもやるべきじゃないかということでございますが、私どもの基本スタンスとして、何を最優先に考えるかということをお申し上げますと、まず1点目が児童・生徒の安全面です。それから、学習面に直接影響のあるものを緊急に修繕するものという場合ととらえておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 安全面というのなら、校舎が崩れてしまうようなことが考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 校舎の点検につきましては、毎日、校務主任の方に見ていただいて

おります。爆裂等がございまして、崩れたところがあれば、早急に教育委員会のほうに連絡が入るようになっております。そうしたら、こちらのほうが現場を見に行きまして、業者のほうにも見ていただきまして、緊急な対応ができればするという対応をしておりますので、よろしく願いします。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 前後してしまったんですけれども、いつごろから雨漏りがしているというのがわかっていたのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 直接私が聞きましたのは、昨年度です。学校訪問がございましたときに、校長先生からちょっと雨漏りがこのところであるということをお聞きしております。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 私は、雨降りのときに見に行ってきたんですけれども、少量のことではなくて、すごく大量に雨漏りしているんです。それは見ましたか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 先日の雨降りのときも見させていただきました。一番隅っこのところ、ジョイントの部分ですね、北校舎の中の西と東、また、建設年がちょっと違うんですけれども、そのジョイントのところから主に雨漏りがしているというようなことをしっかり見させていただきました。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほどの質問の中にもありました。子供の頭を濡らすという現象もあると聞いています。実際に歩いてみるとわかりますけれども、そのジョイントの部分は大変な雨漏りです。何とか直していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 北校舎が開放的なものになっておりまして、雨漏りだけではなくて、少しの雨でも風向きによっては廊下側に吹き込んでしまいますので、こういったことにつきましては、雨漏り対策プラス外壁のほうもかなり古くなってきておりますので、そういった総合的な対策が必要ということは今考えております。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 大変ありがとうございました。要望をしておきますので、よろしく願いします。

これで終わります。

○議長（鈴木勝彦） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

明日は、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

長時間、御協力ありがとうございました。

午後 4 時32分散会
